

福井県県民社会貢献活動推進計画

(案)

平成 25 年 3 月

福 井 県

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| I. | 計画の基本的事項 | 1 |
| 1. | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. | 計画の位置付け | 2 |
| 3. | 計画期間 | 2 |
| II. | 社会貢献活動が求められる背景 | 3 |
| 1. | 県民が直面する社会的環境の変化 | 3 |
| (ア) | 人口減少や超高齢社会の進展 | 3 |
| (イ) | 経済環境や家族のありようの変化 | 4 |
| (ウ) | 地域の絆の希薄化 | 4 |
| 2. | 多様化する県民ニーズ | 5 |
| (ア) | ニーズ・価値観の多様化 | 5 |
| (イ) | 「協働」という考え方 | 6 |
| 3. | 社会貢献活動に対する考え方の変化 | 6 |
| (ア) | 地域や家族の「絆」の見直しや「共助」の考え方 | 6 |
| (イ) | ボランティア活動と寄付の広がり | 6 |
| (ウ) | 「プロボノ」、「パラレルキャリア」という考え方 | 7 |
| (エ) | 企業による社会貢献活動 | 8 |
| III. | 社会貢献活動をめぐる現状と課題 | 9 |
| 1. | 社会貢献活動の現状と課題 | 9 |
| (ア) | 県民の社会貢献活動の状況と課題 | 9 |
| (イ) | 企業の社会貢献活動の現状 | 14 |
| (ウ) | NPOの活動状況と課題 | 18 |
| (エ) | 市町の社会貢献活動推進体制 | 29 |
| (オ) | 現計画での取組 | 36 |
| IV. | 社会貢献活動の促進に向けて | 37 |
| 1. | 本計画の基本的方向 | 37 |
| 2. | 重点施策 | 37 |
| 3. | 具体的な施策 | 37 |
| (ア) | 「新しい私」が「もう一役」を担う気風づくり | 37 |
| (イ) | アクティブシニアがリード、バックアップする社会貢献活動 | 47 |
| (ウ) | ボランティアと募集团体とのマッチングの仕組みづくり | 51 |
| (エ) | 民間主体の新しい寄付の仕組みづくり | 53 |
| V. | 進行管理 | 57 |
| 4. | 進行管理 | 57 |
| 5. | 進捗状況の公表 | 57 |

| | |
|---------------------------|----|
| <資料編> | 58 |
| 資料 1 県民パブリックコメント募集の結果 | 58 |
| 資料 2 アンケート結果（県民） | 58 |
| 資料 3 アンケート結果（企業） | 58 |
| 資料 4 アンケート結果（NPO） | 58 |
| 資料 5 福井県県民社会貢献活動支援条例 | 58 |
| 資料 6 福井県県民社会貢献活動推進協議会開催要領 | 58 |
| 資料 7 社会貢献活動関係顕彰制度 | 58 |

I. 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

福井県では、これまで、平成12年9月に策定した「福井県県民社会貢献活動支援基本計画」（以下、「現計画」という。）に基づき、「人材の育成」、「活動拠点の整備」、「財政基盤の整備」、「広報ならびに情報の収集および提供」、「交流の促進」の柱にそって、県民の社会貢献活動の様々な支援施策の推進に努めてきました。

この間、社会福祉協力校の指定や災害ボランティアコーディネーター等の専門的な研修の実施、子育てマイスター等の登録などといった人材の育成、活動拠点である「ふくい県民活動センター」（以下、「県民活動センター」という。）の整備・運用、県や市町とボランティア団体〔特定非営利活動法人〔特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下、「NPO法」という。）に基づき認証された法人。以下、「NPO法人」という。〕や地域団体を含む任意のボランティア団体（以下、「NPO」という。）との協働事業の推進、県民活動センターにおける広報や助成情報等の収集・提供などに取り組み、NPO法人数やNPOと県・市町との協働事業の件数は、年々増加してきたところです。

また、平成16年7月18日に発生した福井豪雨災害においては、平成9年のロシアタンカー油流出事故を教訓として設置された福井県災害ボランティアセンター連絡会の機能が発揮され、豪雨の翌日には福井県水害ボランティア本部を設置し、県内6ヶ所の被災市町水害ボランティアセンターとともに、官と民が協働して、県内外から6万人を超えるボランティアを受け入れ、被災地の迅速な復旧に成果を上げています。

こうした成果は、平成23年3月に発生した東日本大震災被災地への「チームふくい」としてのボランティア派遣や平成24年7月の越前市大雨被害の際の復旧支援にも活かされていました。

一方、「人口減少や超高齢社会の進展」、「経済低迷による地域活力の低下」、「高齢者のみの単独世帯の増加等家族のありようの変化」といった県民が直面する社会環境の変化や「地域の絆の希薄化」、「協働という考え方の広がり」、「東日本大震災を契機とした意識の高まり」といった社会貢献活動に対する社会意識の変化など、社会情勢が大きく変化しています。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、福祉や環境、防犯、防災など、様々な分野での地域課題が山積しており、行政のみによる解決には限界が生じています。

こうした状況の中、現計画には計画期間の定めはありませんが、社会貢献活動の支援に関する基本的かつ初歩的な内容となっており、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、今後5年間の社会貢献活動の推進を図るため、新たに「福井県県民社会貢献活動推進計画」を策定することとしました。

今回の計画では、団塊の世代が65歳に達し、これまで社会をリードし、十分な経験とノウハウを持ち、社会貢献活動に参加したいというアクティブシニアが増加する中、支えられる側ではなく支え手として、アクティブシニアのマンパワーを活かし、県民の社会貢献活動をリードあるいはバックアップしてもらいながら、県民自らが自発的に、子どもや高齢者の見守り、環境保全あるいはまちの賑わいづくりなどといった地域の様々な課題の解決に取り組もうとする社会貢献活動を推進していきます。

今後、県民自らが課題解決に立ち上がって行動したり、行動する県民・NPOを応援する流れを創り出すとともに、アクティブシニアの活躍などによりNPOなどの非営利組織が力をつけ、行政の「下請け」になったりあるいは行政に依存することなく、行政・企業に続く第3のセクターとして社会を支え、有益な事業が継続して提供される環境が生まれてくることを期待します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「福井県県民社会貢献活動支援条例」第9条の規定に基づき、社会貢献活動に関する人材育成、活動拠点や財政基盤の整備、広報ならびに情報収集・提供や交流の促進に必要な基本的な方針、支援事項を示し、県民やNPO、さらには企業の自主的な社会貢献活動の推進を図るための計画です。

福井県県民社会貢献活動支援条例(平成12年3月21日 福井県条例第5号)
(基本計画の策定)

第9条 知事は、社会貢献活動の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、社会貢献活動の支援に関する施策の推進についての基本計画を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 社会貢献活動に関する基礎的な学習機会の提供。専門的な研修の実施等による人材育成に関する事項
- 二 社会貢献活動を総合的に促進するための社会貢献活動の拠点整備に関する事項
- 三 社会貢献活動の財政基盤の整備に関する事項
- 四 社会貢献活動の広報ならびに情報の収集および提供に関する事項
- 5 社会貢献活動に関する交流の促進に関する事項

3. 計画期間

社会情勢の変化に対応するため、平成25年度から平成29年度までの5年間で計画期間とします。

II. 社会貢献活動が求められる背景

1. 県民が直面する社会的環境の変化

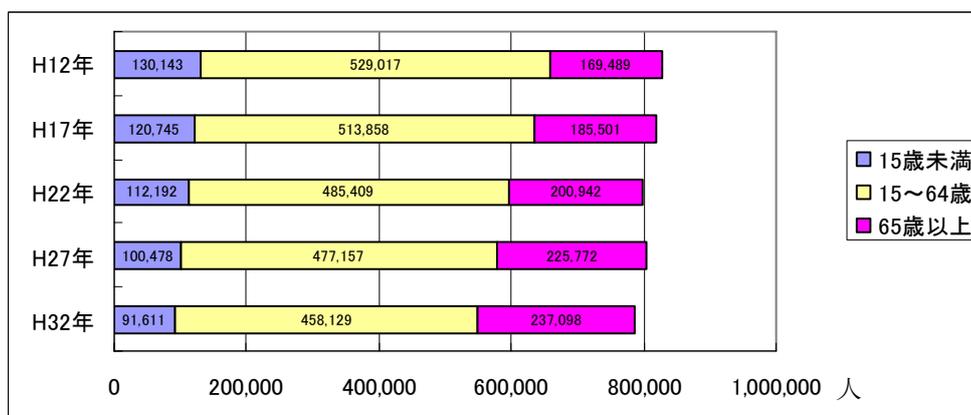
(ア) 人口減少や超高齢社会の進展

福井県の人口は、平成11年の83万1千人をピークに減少傾向が続き、平成22年には80万6千人に、平成23年8月の推計人口では80万人を下回っています。今後もこの傾向が続き、平成27年には約79万人、平成32年には約76万人に減少していくと推定されています。

また、65歳以上の人口は、平成22年に20万人を超え、県人口の25%を占めています。昭和22（1947）年生まれの団塊の世代が平成24年に65歳に達していることから、当面増加することが見込まれており、平成27年には約22万人、平成32年には約23万人になると推定されています（図1）。

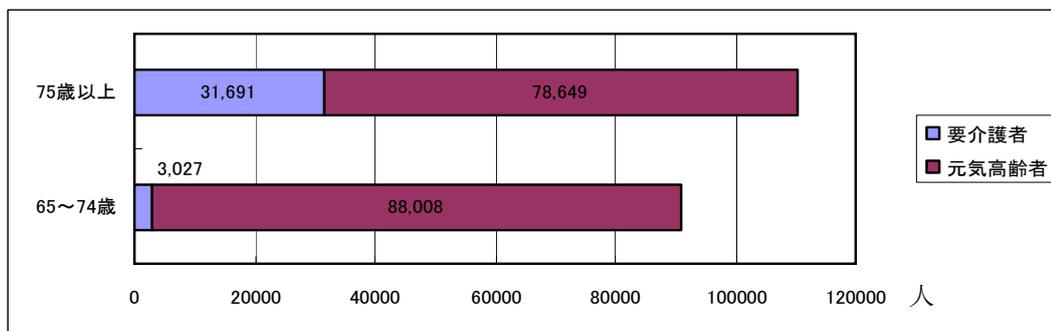
一方で、平成24年の65歳以上で介護の必要がない健康で元気な高齢者（以下、「元気高齢者」という。）は、約17万人に、特に65歳から75歳未満の方は約9万人になります（図2）。県の調査では、60歳～74歳の方の67%が社会貢献活動に参加したいという意欲を持っており、こうした方々が、それぞれの意欲や経験、体力に応じて地域や社会のために活躍していくことが期待されます。

図1 福井県の年齢別人口の推移



出典：H12-22 総務省「国勢調査」、H27, 32 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の推計人口」

図2 福井県の元気高齢者数（H24年）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(イ) 経済環境や家族のありようの変化

1990年代以降、国際間の移動・通信手段が発達する中、経済のグローバル化が急速に進み、国家や国境という枠組みに大きな変化をもたらし、私たちの地域社会にも大きな影響を与えています。

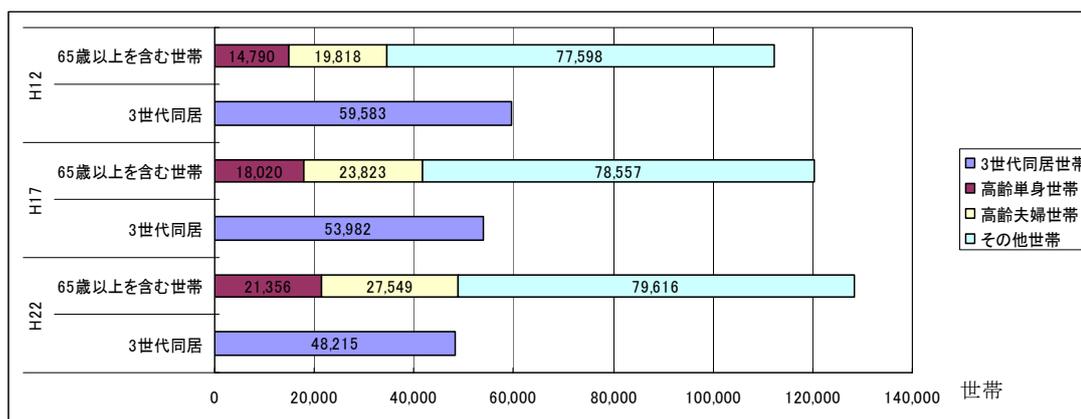
また、平成20年9月のリーマン・ショックを境に、世界的に経済が冷え込み、消費の落ち込みや金融不安からの急激な円高による輸出産業の低迷など、大幅に景気が後退しました。

本県においても、国内市場の成長があまり見込めないことを背景とした海外事業への転換を強化する姿勢が鮮明になったことや、若年者の失業率上昇、正規雇用者率の低下など若者の就業環境の厳しさは、地域社会の活力の低下要因になっています。

グローバル化の進展とともに、終身雇用の保証はなくなり、連帯感によりつながりを支えるなどといった企業が果たしてきたコミュニティ機能も弱っています。高齢化や非婚化による単独世帯も増加し、孤立する人が増え、社会問題化する例も生じています。

本県の場合も、平成12年から22年までの10年間で、3世代同居世帯が6万世帯から4万8千世帯に約2割減少しているのに対し、65歳以上の世帯員を含む世帯が11万2千世帯から12万9千世帯に約15%増加し、そのうち高齢単身世帯が1万5千世帯から2万1千世帯に、高齢夫婦世帯も2万世帯から2万8千世帯に、それぞれ約4割増えています。(図3)

図3 福井県の高齢者を含む世帯類型別推移



出典：総務省「国勢調査」

(ウ) 地域の絆の希薄化

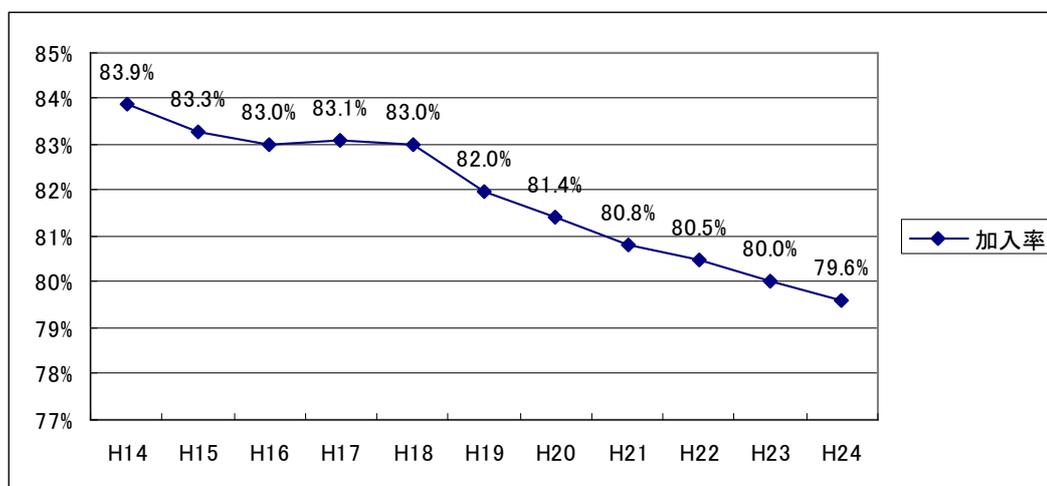
高度成長期には、生活が豊かになり、個人の考え方が尊重される中で、一人ひとりのライフスタイルも大きく変化し、多様化してきました。家族や地域社会における人のつながりは次第に弱くなる一方、企業にコミュニティの役割を求める人々が増加しましたが、「失われた20年」と言われ、経済が低迷する中、そうした機能を

企業に求めることは期待できなくなっています。

例えば、福井市の自治会加入率は、平成18年の83.0%から平成24年の79.6%まで3.4%低下しており（図4）、地域の絆の希薄化の一端を現していると考えられます。

それでも、平成22年の国勢調査の結果では、本県は、5年前も「現住所」に住んでいた者の割合が84.3%と全国で最も高く、出生時から住み続ける者も21.5%で山形県に次いで2番目と、人口の移動率が最も低い県のひとつであり、地域の絆が比較的維持されているものと考えられます。

図4 福井市自治会加入率の推移



出典：福井市行政管理室調

*平成18年2月1日に4市町が合併

2. 多様化する県民ニーズ

(ア) ニーズ・価値観の多様化

県民は、日々の生活の中で、様々なライフスタイルや価値観を選択しています。平成22年6月に県が実施した調査結果では、日常生活で大切に思うことを2つ選ぶ問に対し、「家族との触れ合い」（61.8%）や「友人など気のあう仲間との交流」（30.0%）を上位に挙げています。一方で、「経済的な豊かさ」（27.9%）、「自分の好きなように生活すること」（19.0%）や「地域や社会のために尽くすこと」（14.0%）も大切にしたいと考えています。

また、市部と町部、また地域によって課題が異なっており、行政のみでは、それらにきめ細かく対応することが難しくなっています。人口減少と超高齢化は、市部よりは町部において大きく進み、産業や経済を支える労働力人口の減少、一人暮らしの高齢者世帯の増加、中山間地域における集落機能の低下など社会的なニーズや課題が多様化し、さらに拡大することが予想されます。

こうして人口構造が大きく変わる時代には、これまでの15歳から64歳の生産年齢人口が65歳以上の老年人口を支えるという考え方が通用しなくなっています。意欲と能力のある高齢者には社会の支え手になってもらうことが必要になり、同時

に、支えが必要になったときには、周囲の支えにより誰もが人間らしく生活できる尊厳のある社会を実現していくという発想の転換が求められています。（「高齢社会対策大綱」平成24年9月閣議決定）

(イ) 「協働」という考え方

多様化する県民のニーズに応じたきめ細かい柔軟なサービスを提供するには、NPOや地域コミュニティとの連携、「協働」が必要です。行政とNPOの「協働」とは、「それぞれの主体性、自発性のもとに、相互の立場や特性を認め、公共の領域において共通する課題解決や目的の実現に向けて、対等の立場で共に考え、共に汗を流して働くこと」をいいます。〔福井県NPO（民間非営利団体）との協働指針平成16年3月〕

平成22年以降、県民、民間活動団体、企業等が公共的な財やサービスの提供に関わり、教育や子育て、まちづくり、介護・福祉等の地域社会の課題解決を進める「新しい公共」という考え方の元で、「協働」が進みました。

平成22年6月に内閣府の「新しい公共」円卓会議がまとめた宣言では、『人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあつたが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。』としています。

3. 社会貢献活動に対する考え方の変化

(ア) 地域や家族の「絆」の見直しや「共助」の考え方

独居老人の孤独死や児童虐待等、地域における住民の相互扶助体制の希薄化が、全国的に社会問題化するケースが生じており、身近な地域での見守り活動の必要性が言われています。

平成23年3月の地域社会に大きな被害をもたらした東日本大震災では、同時に市町の行政機能がほとんど喪失する事態も生じ、「地域の絆」や「共助」・「互助」の重要性が再認識されました。

また、災害時には、危機管理や危機回避の全てを行政で対応するには限界があり、地域社会における助け合いなどによる被災対応が不可欠です。

(イ) ボランティア活動と寄付の広がり

本県においては、平成16年7月の福井豪雨災害に対し、県内をはじめ、全国各地から義援金や救援物資が寄せられ、また、6万人を超えるボランティアが、被災者の生活復旧に尽力されました。

また、このときは、平成9年10月に設置した「福井県災害ボランティア活動基金」と平成11年7月に設置された「福井県災害ボランティアセンター連絡会」を活かした災害ボランティアセンターの「協設協営」により、効果的なボランティア活動の支援が行えました。

平成16年10月には、新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、県民が県外被災地に

おいて行う災害ボランティア活動に対しても同基金が活用できるよう、基金条例の改正を行いました。

平成17年3月には、同基金を取り込み、「協働の理念に基づいた災害ボランティア活動の重要性を広く全国に発信し、および福井県が災害ボランティア活動の先進県となることを宣言」するために、「福井県災害ボランティア活動推進条例」を制定しました。

東日本大震災においても、この条例の趣旨が活かされ、県民による被災地支援活動の財源として同基金を活用しました。

全国では、被災地支援のために「金銭および物資による寄付を行った人は、8,457万人」で「日本の2010年の15歳以上人口1億1,070万人の76.4%」が、被災者に渡される義援金「3,600億円（2011年8月19日現在）」と、被災地支援などを行うNPO等の活動を支えるための支援金「290億円（主要団体については同日現在）」を寄せています。（出典：「寄付白書2011」¹⁾

中でも、(社福)中央共同募金会が、平成23年3月14日から平成24年12月19日までに集めた義援金は、約405億円、支援金は約39億円に上っています。（出典：同法人HP²⁾

なお、(社福)福井県共同募金会が、平成23年3月から24年12月までの間に約2万件、総額約11億2千4百万円の義援金を受け付けており、また、県でも、平成23年3月から同年9月までの間、2,260件、総額約1億5千7百万円の義援金を受け付けました。

こうした支援金も財源として、被災者自身による共同体やNPO、全国から集まったボランティア等が協働で復興活動を実施しています。ボランティアとその活動を支える寄付が復興支援には不可欠であることと、また、寄付という方法によって被災地を支援できることが、国民の共通認識になりました。

(ウ) 「プロボノ」、「パラレルキャリア」という考え方

システムエンジニアやデザイナーがNPOの活動を紹介するHP作成を手伝ったり、企業で経理を担当する人がNPOの会計を補助するなどといった社会人の仕事のスキル、職能や技能、経験を活かした新たな社会貢献の形「プロボノ」³⁾が広がっています。

終業後や休日に本来の仕事とは別の仕事や非営利活動に参加する社会人の活動が新聞等で多数紹介されており、仕事以外のやりがいを持てるだけでなく、得られる人脈やスキル、経験などは本業にも役立っているようです。この別の活動が、「パラレルキャリア」や「二枚目の名刺」と呼ばれ、長寿化する社会で、ひとつの組織に属して同じ仕事を続けるだけでなく、もう一つ別の仕事を持ったり社会活動をした

1 「寄付白書2011-GIVING JAPAN 2011」編者：日本ファンドレイジング協会、発行：平成24年2月20日、発行所：日本経団連出版

2 <http://www.akaihane.or.jp/er/saigaishien.html>

3 プロボノとは、ラテン語の「Pro Bono Publico」（公共善のために）を語源とする言葉で、社会的・公共的な目的のために行う職業上のスキルや経験を活かしたボランティア活動のことをいいます。

りすることで、二つの世界を手に入れている人がいます。

企業、行政などと連携して行う新たな公共的サービスの提供を通じて、子育て支援、高齢者の支え合いなど地域等の課題解決を図ろうとしているNPOは、人材確保に苦勞をしています。もし、このような「プロボノ」や「パラレルキャリア」といった形で、社会人が本業で培ったノウハウや能力を活かして、こうした団体の事業運営を支援できれば、地域課題を解決するための強力な助っ人になると期待できます。

(エ) 企業による社会貢献活動

企業の使命は、良質な商品およびサービスを安定的かつ継続的に提供すると同時に、社会規範として法令等の遵守、安全の確保、環境保護、労働環境の改善、地域貢献、芸術・文化支援活動などに取り組むことです。企業は、様々な関係者や「経済」・「環境」・「社会」と密接に関係し合った上で存在しており、これらと良好かつ継続的な関係を構築していくことは、企業の持続的な成長にとって必要不可欠なものです。

そうした中、企業に対しても、NPO等への寄付、社員のボランティア活動の推進、本業の強みを活かした地域プロジェクトへの参加など、企業の社会的責任（CSR）に基づく活動に対する社会的要請・期待が強まっています。

III. 社会貢献活動をめぐる現状と課題

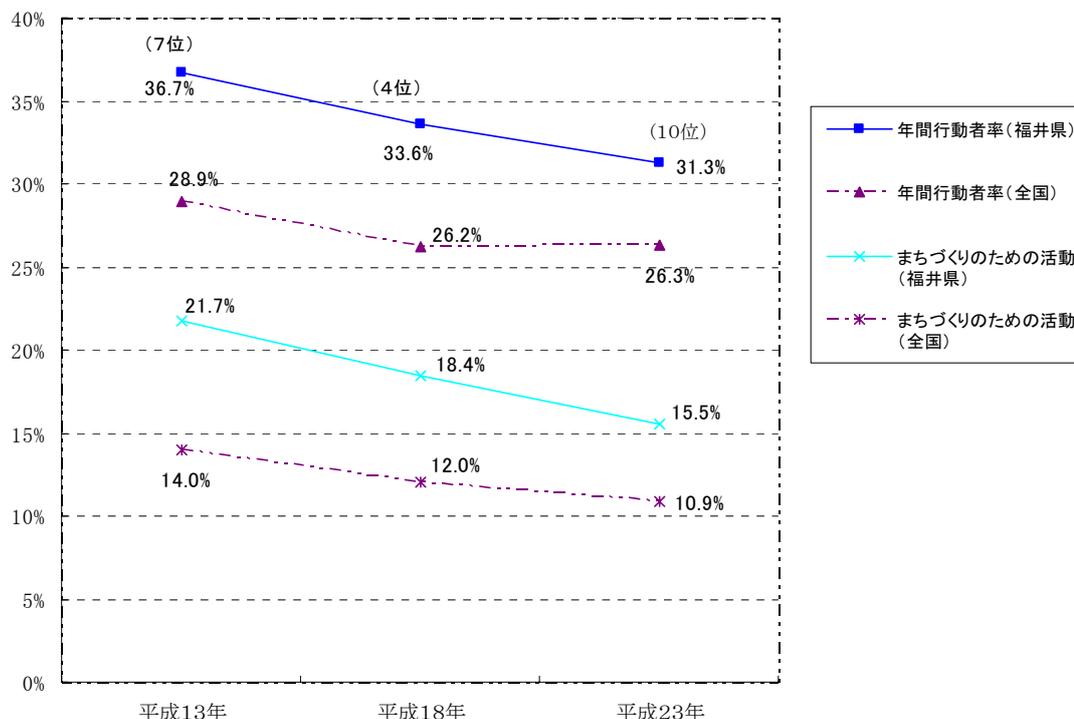
1. 社会貢献活動の現状と課題

(ア) 県民の社会貢献活動の状況と課題

総務省の「社会生活基本調査」によると、平成13年に36.6%だった福井県のボランティア活動の年間行動者率は、平成23年調査では31.3%と、5.3%低下し、全国順位も平成18年には4位でしたが、平成23年には10位となりました。全国平均と比べてまだ高いものの、全国平均が横ばい傾向にある中で、本県は低下し続けていることから、全国順位を大きく下げています。

特に、町内会等の清掃活動を含む「まちづくりのための活動」が大幅に低下しており、町内会等で活発に実施されてきた社会奉仕活動への参加が減少していることが原因と考えられます。

図5 10歳以上人口に占めるボランティア活動の年間行動者率



出典:総務省「社会生活基本調査」

※ボランティア活動の行動者率:過去1年間にボランティア活動を行った人の割合

福井県独自で行った「県民の社会貢献活動に関する調査」では、これまでにボランティア活動を行ったことがある県民の割合は58.6%、中でも平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間に活動を行った割合は33.4%となり、総務省が実施した「社会生活基本調査」とほぼ同様の結果となりました(図6、図7)。

図 6 ボランティア活動の行動者率(18歳以上)
(これまでに)

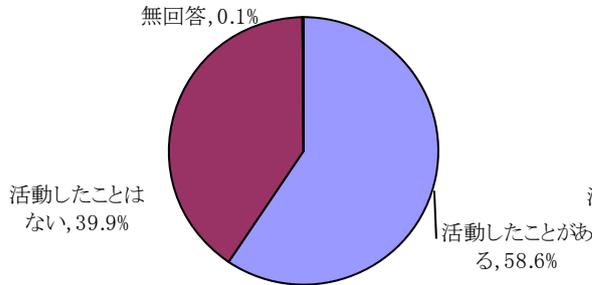
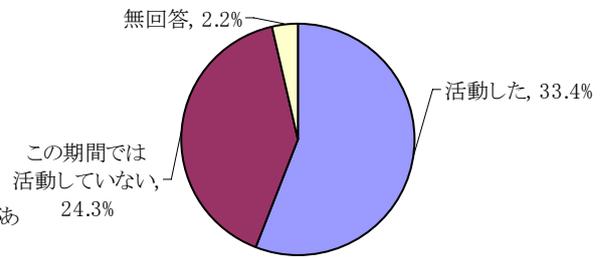


図 7 ボランティア活動の年間行動者率(18歳以上)
(H24.4.1~H25.3.31)



出典: 福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

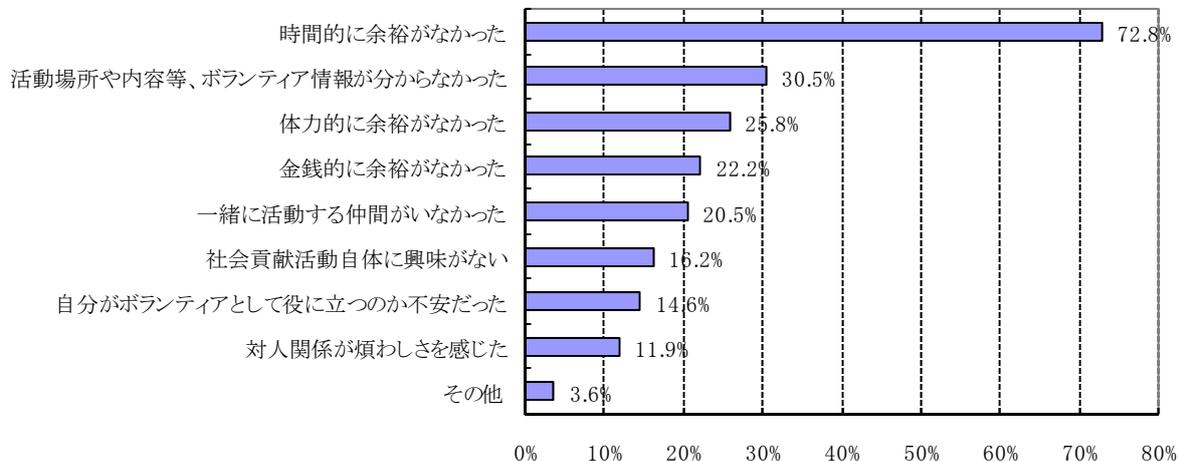
※平成 24 年 10 月 22 日～11 月 12 日に住民基本台帳から 2,000 人を無作為選定し実施

ボランティア活動に参加できなかった理由は、「時間的に余裕がなかった」が 72.8%で最も多く、ついで「活動場所や活動内容等、ボランティア情報が分からなかった」が 30.5%、「体力的に余裕がなかった」が 25.8%となっています(図 8)。

年齢別では、ほとんどの年齢で「時間的に余裕がなかった」が最も多い回答となっており、社会貢献活動は「時間がかかる骨の折れる仕事」と思っている方が多いと考えられます。

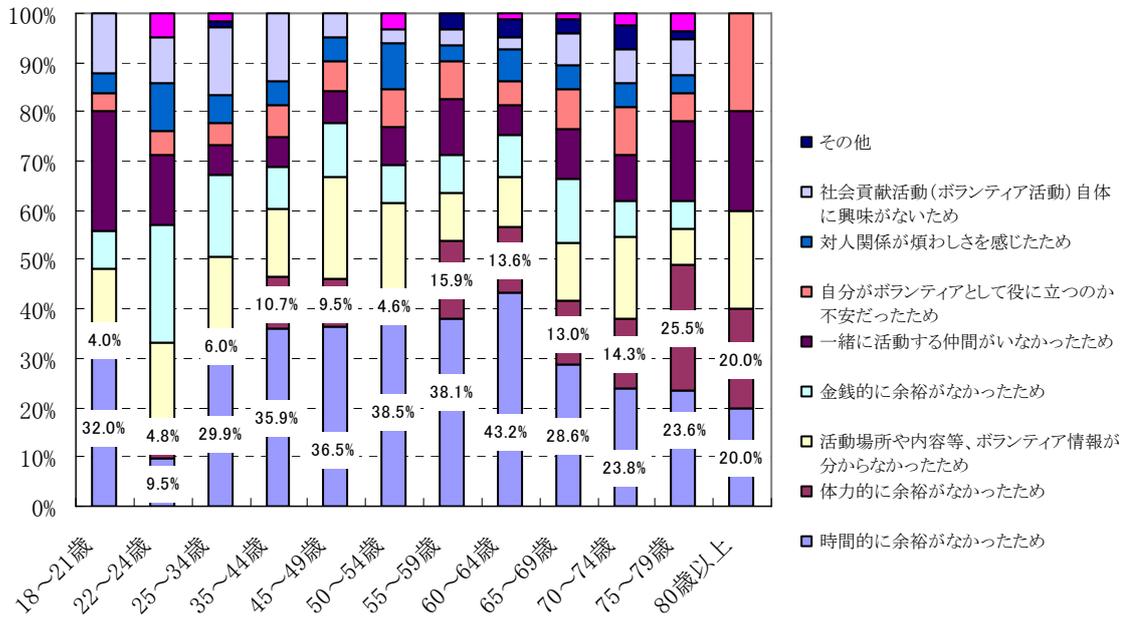
「ボランティア情報が分からなかった」を理由とする方も各年齢層に多くおり、ボランティア募集等の情報が県民に十分に届いていない(提供が不十分である)と考えられます。

図 8 ボランティア活動に参加できなかった理由



出典: 福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

図 9 ボランティア活動に参加できなかった理由(年齢別)



出典:福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

通学路の除雪や公園の清掃等を行う「地域における助け合い活動」は、「以前に比べると低調」を含め、約7割で実施されています(図11)。

一方、地域の助け合い活動に参加しているのは44.4%で、「以前は参加していたが現在は参加していない」を含めて44.5%が活動に参加していません(図10)。

地域での助け合い活動に参加できない理由は、「時間的に余裕がないため」が22.8%と最も多く、次いで、「参加したいと思わない」が8.9%となっています(図12)。

図 11 地域での助け合い活動の状況

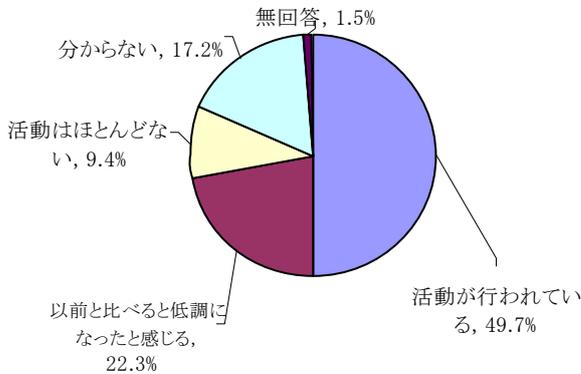
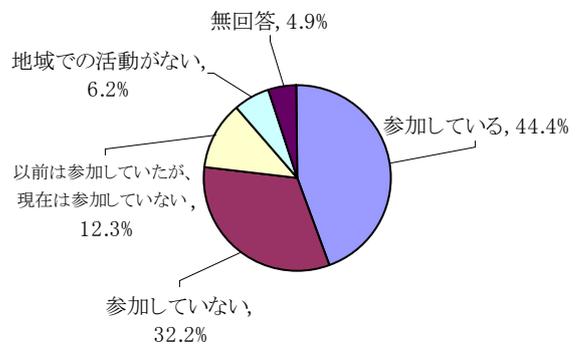


図 10 地域での助け合い活動への参加状況



出典:福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

本県は、単独世帯が増加傾向（図 13）にあり、福井市の自治会加入率の減少（図 4）を踏まえると、今後も自治会に加入しない世帯が増加すると考えられることから、社会奉仕など、町内会等の団体活動は減少していくと予想されます。

多種多様な地域課題を解決するためには、地域住民の参加・活動が不可欠です。

東日本大震災により災害ボランティア活動の機運が高まっているこの時期に、この高まりを一過性のものとせず、身近な地域の課題を自らのこととして考え、自ら行動する気風づくりが必要となっています。

図 12 地域での助け合い活動に参加できない理由

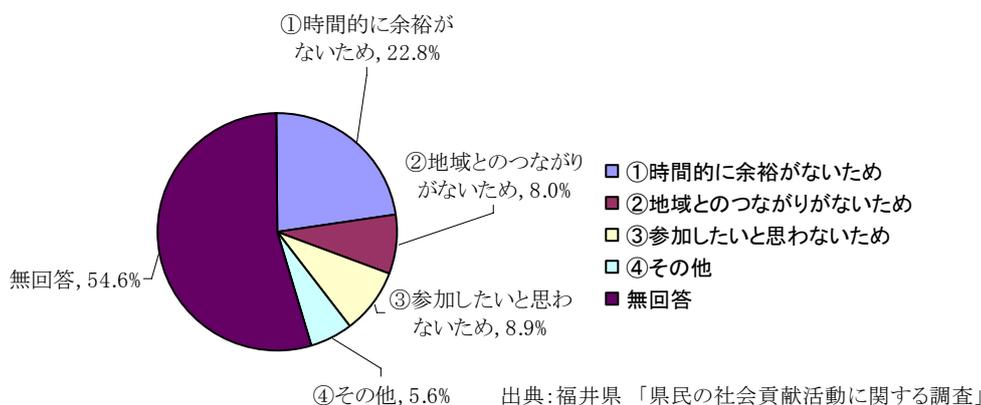
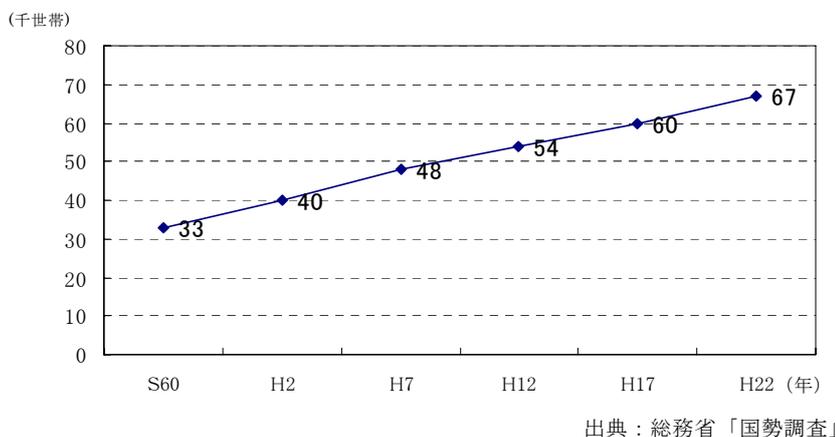


図 13 本県の単独世帯の推移



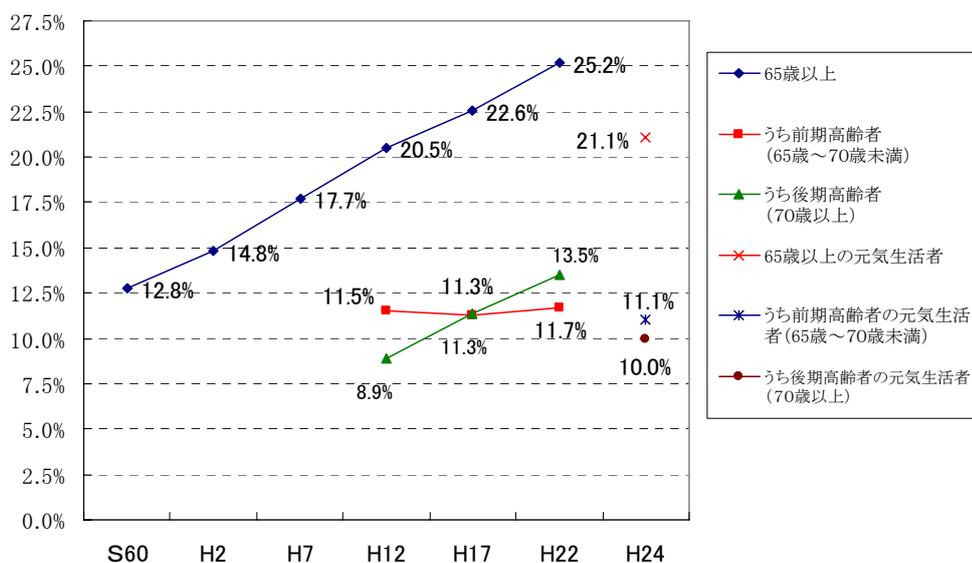
消費文化の中で育った「団塊の世代」が65歳に達し、今後、一層高齢化が進んでいきます。平成24年7月1日現在、福井県の65歳以上高齢者の元気生活者は、168,557人で総人口の21.1%を占めており、これまでの経験や知識・技術を持った元気生活者は今後も増加すると予想されます。（図 14、図 15）

これからは、65歳以上の高齢者が、『支えられる人』から超高齢社会の重要な『支え手、担い手』として活躍してもらえる社会を創っていく必要があります。

福井県の独自調査では、最もボランティア活動に参加している年齢は65～69歳で81.4%、ついで50～54歳の68.2%となっています（図16）。

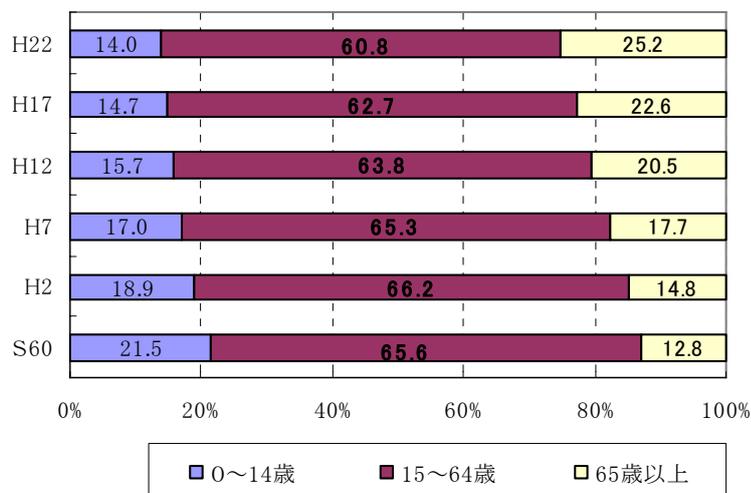
また、県民の約73%が、「60～75歳頃になっても元気な場合は社会貢献活動に参加したい」（図17）と思っており、こうしたアクティブシニアが、これまでの経験・知識・技術を活かして地域貢献活動をリード、バックアップすることにより、地域の課題解決や活性化がつながっていくことが期待されます。そのためにも、活躍したい人が希望する活動に参加できる仕組みづくりが必要です。

図14 総人口に占める割合



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

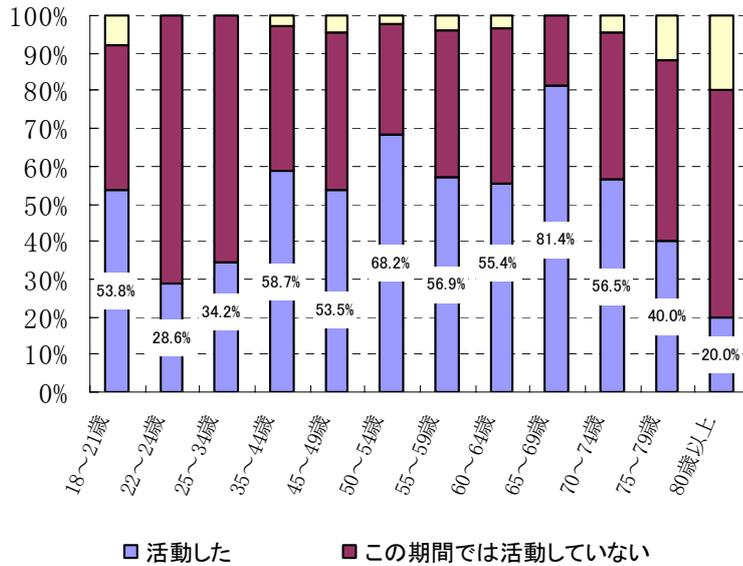
図15 年齢別割合推移



出典：総務省「国勢調査」

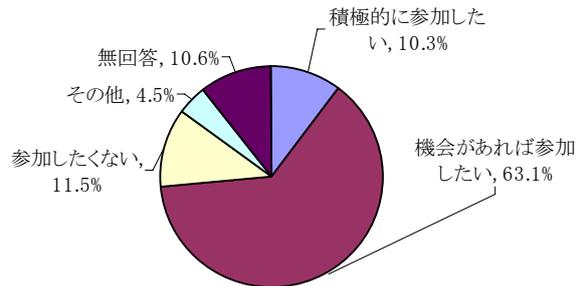
図 16 年齢別ボランティア活動の年間行動者率(18歳以上)

(H24.4.1～H25.3.31)



出典:福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

図 17 60歳から75歳頃までの元気な時に
社会貢献活動に参加したいと思う割合

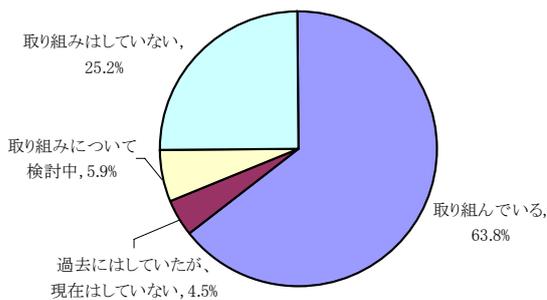


出典:福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

(イ) 企業の社会貢献活動の現状

福井県独自で行った「県内企業の社会貢献活動に関する調査」では、63.8%の企業が「社会貢献活動に取り組んでいる」としており、「過去にはしていたが現在はしていない」を含めて25.7%が「取り組みはしていない」となっています(図 18)。

図 18 県内企業の社会貢献活動の取組状況

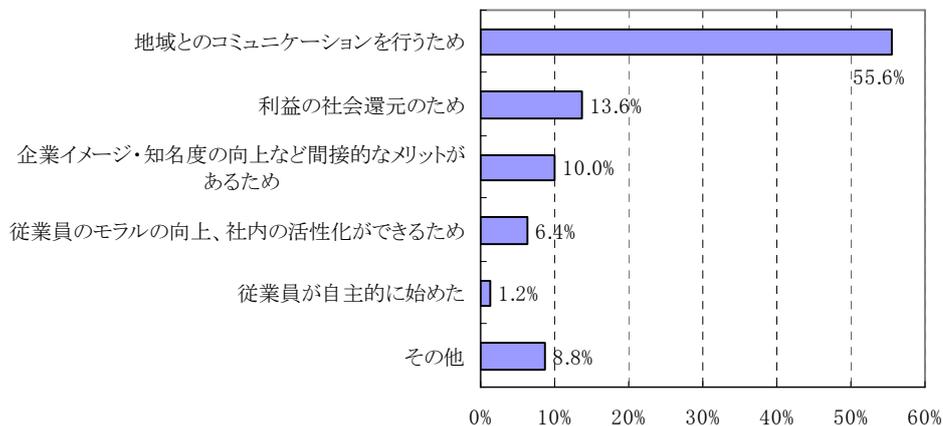


出典:福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

社会貢献活動に取り組むようになった理由は、「地域とのコミュニケーションを行うため」が55.6%で、実施企業の半数以上を占めています。次いで「企業イメージ・知名度の向上」が13.6%、「従業員のモラル向上、社内の活性化」が10.0%となっています。(図 19)

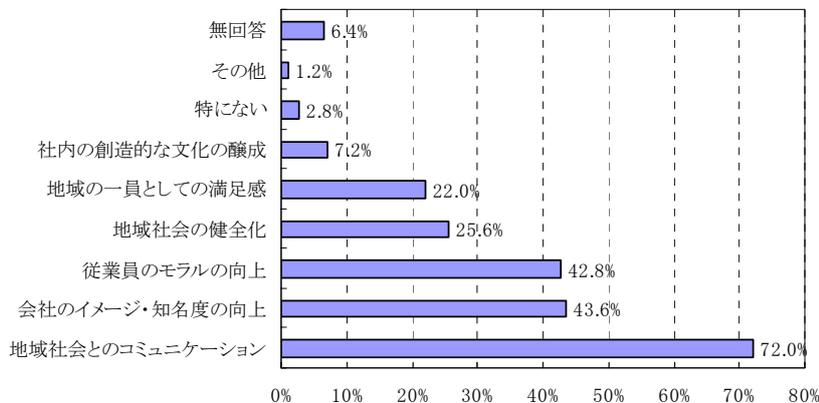
効果については、「地域社会とのコミュニケーション」が72.0%で最も多く、次いで「会社のイメージ・知名度の向上」が43.6%、「従業員のモラルの向上」が42.8%となっています。（図20）

図19 社会貢献活動に取り組むようになった理由



出典:福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

図20 社会貢献活動の効果



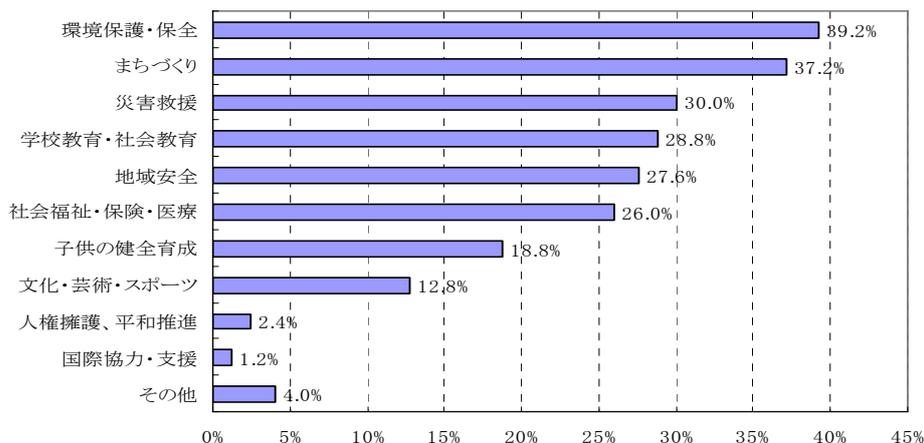
出典:福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

活動の対象分野については、「環境保護・保全」が39.2%で最も多く、次いで「まちづくり」が37.2%、「災害救援」が30.0%となっています。（図21）

また、活動内容および活動予定内容については、助成金や奨学金を含めた「金銭の寄付」が42.8%で最も多く、次いで「環境への対応」が36.0%、「インターンシップ制度の導入」が32.0%となっています。（図22）

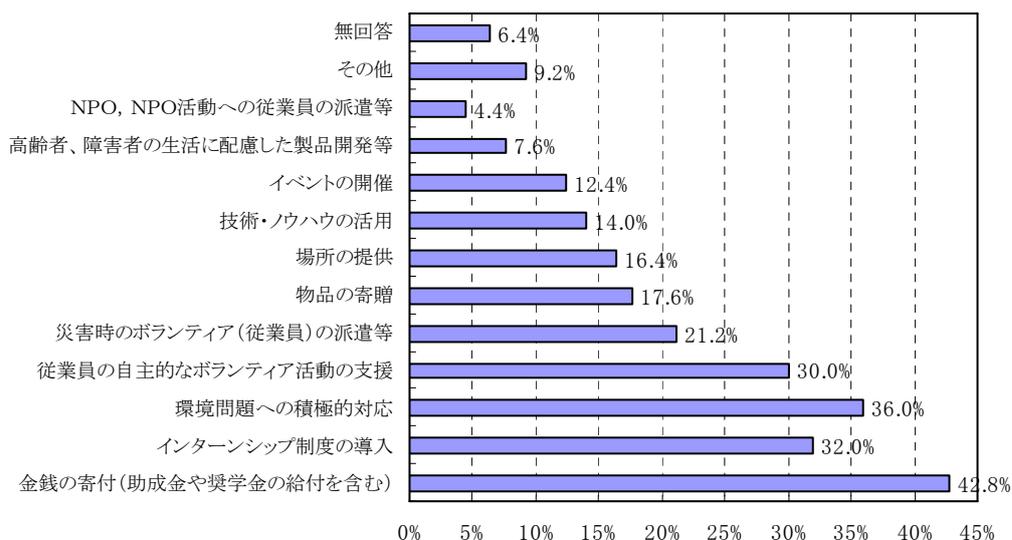
県内企業においては、地域とのコミュニケーションを図るため、CSR（企業の社会的責任）として、環境保護やまちづくり活動を実施したり、災害時には救援等を行っています。

図 21 社会貢献活動の対象分野



出典：福井県 「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

図 22 社会貢献活動の内容または活動予定内容



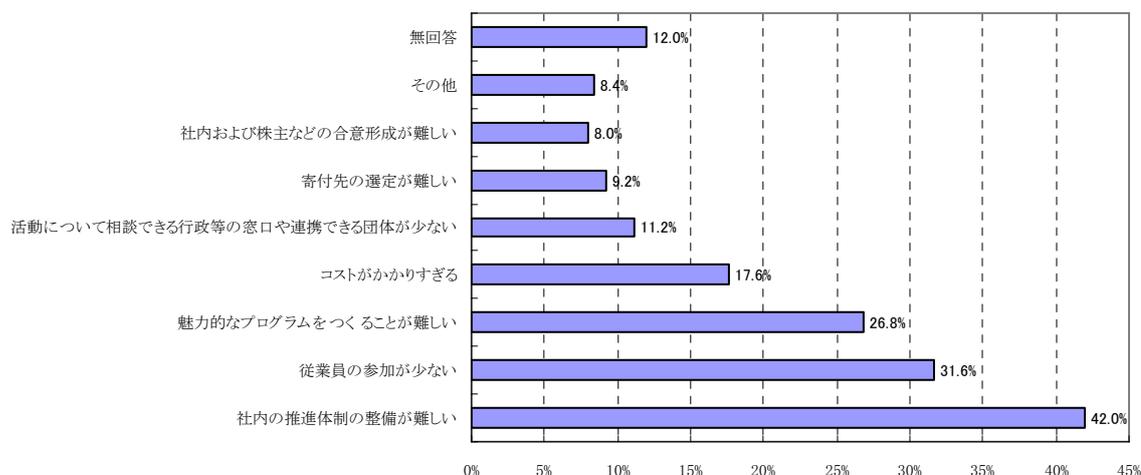
出典：福井県 「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

社会貢献活動を進める上での課題については、「社内の推進体制の整備」が42.0%で最も多く、次いで「従業員の参加が少ない」31.6%、「魅力的なプログラムを作ることが難しい」となっています。(図 23) 抜粋

「以前は活動していたが現在は行っていない」理由については、「時間がなくなった」が33.3%で最も多く、次いで「経済的な余裕がなくなった」となっています。

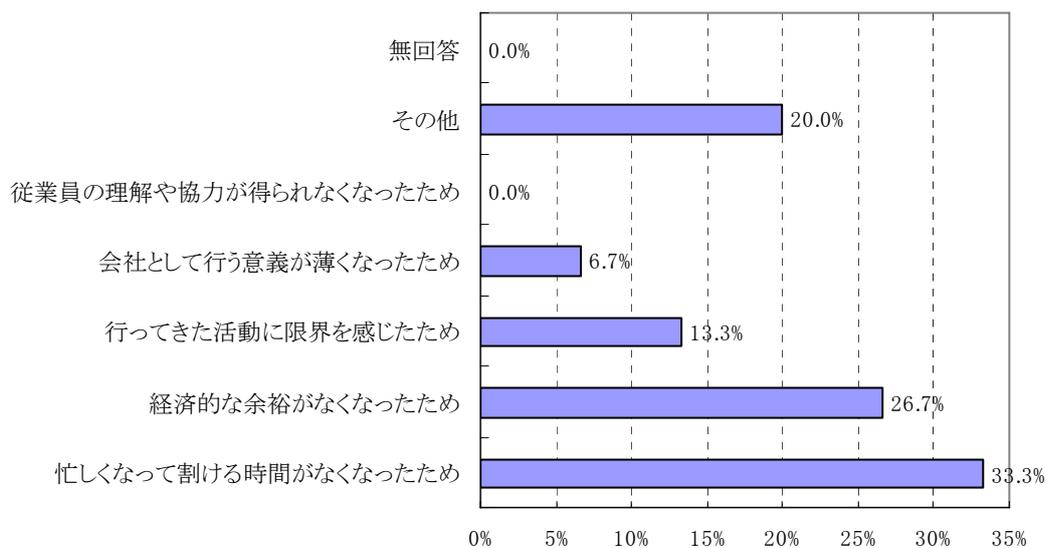
経済が低迷する中、県内企業においては、時間的にも経済的にも社会貢献活動を行う余裕がなくなっていると考えられます。(図 24)

図 23 社会貢献活動を進めるうえでの課題



出典: 福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

図 24 過去は活動していたが、現在は社会貢献活動を行っていない理由



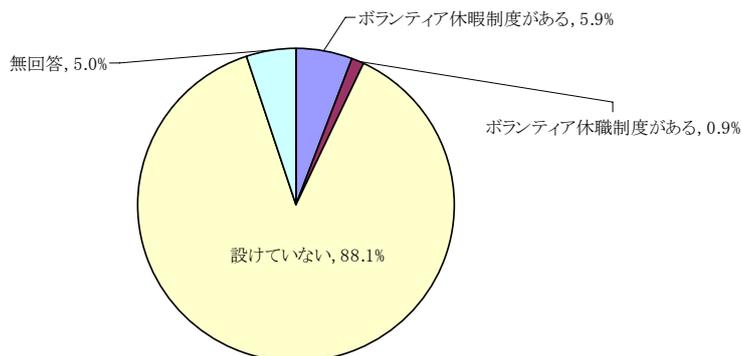
出典: 福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

ボランティア休暇制度については、「制度を設けていない」が 88.1% で最も多く、次いで「休暇制度がある」が 5.9%、「休職制度がある」が 0.9% となっています。(図 25)

ボランティア休暇制度以外の従業員のボランティア活動の推進については、「機会や情報の提供」が 20.5% で最も多く、「勤務時間内の活動許可」が 13.1% となっています。(図 26)

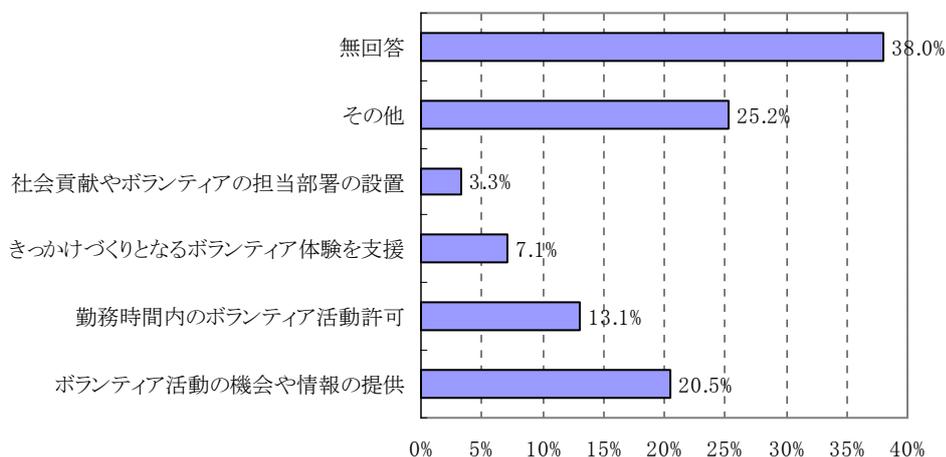
県内企業においては、ボランティア休暇制度がまだ浸透しておらず、さらなる従業員のボランティア活動の推進していく必要があります。

図 25 ボランティア休暇制度



出典: 福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

図 26 従業員のボランティアの推進



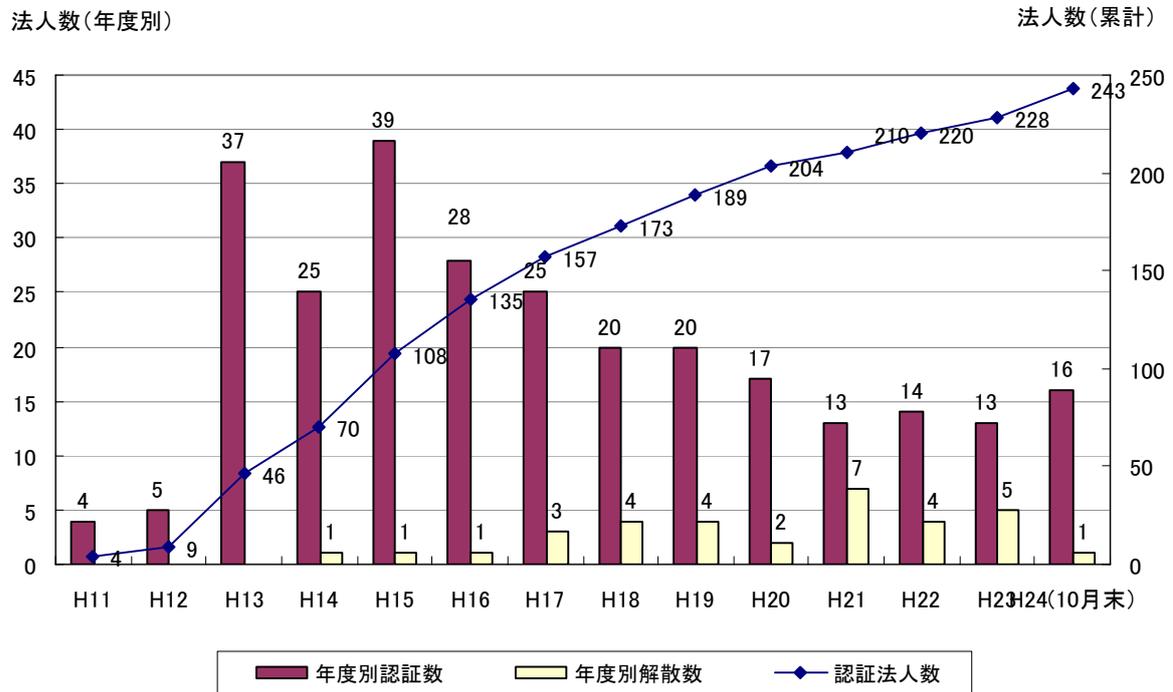
出典: 福井県「県内企業の社会貢献活動に関する調査」

(ウ) NPOの活動状況と課題

平成10年12月にNPO法が施行されてから14年が経ち、法人数は年々増加しています(図27)。

福井県では、平成24年10月31日現在で243法人が認証されています。同年9月末現在、全国では、46,327法人が認証されており、人口当たりでは、全国が3.6法人、本県が3.0法人で全国24位となります。

図 27 NPO法人数と年度別解散数の推移



※平成 24 年度認証の 7 法人(解散法人 1 法人を含む)は法改正に伴い内閣府から移管されたもの

出典:福井県「県内のNPO法人の動向」

年度ごとの認証数は平成 15 年度をピークに減少に転じ、昨年度の認証数は 13 法人と少なくなっています。また、県内での昨年までの解散法人は 33 法人となり、近年増加傾向にあります。

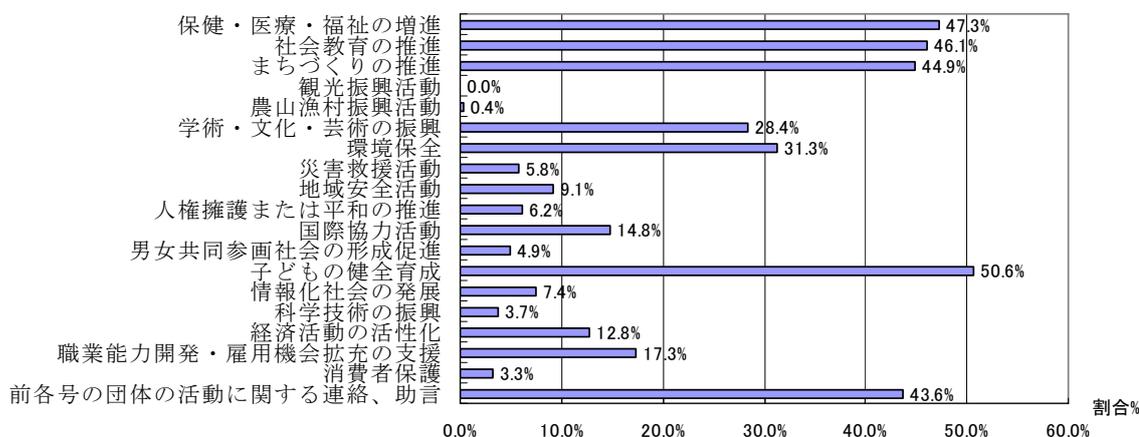
福井県内のNPO法人の活動分野別の割合は、子どもの健全育成を図る活動が50.6%で最も高く、次いで保健、医療または福祉の増進を図る活動が47.3%となっています。(図28)

保健、医療または福祉の増進を図る活動を行っている法人の割合は、全国においても57.8%と高く、これは全国的な傾向といえます。一方、子どもの健全育成を図る活動を行う法人の割合は、全国では42.8%となっており、全国と比較して本県での割合が高いことが分かります。

【活動事例】…割合の高い5位まで

- ①子どもの健全育成を図る活動
 - ・子育てに関する電話・面接相談
 - ・乳幼児、児童に対する一時預かり保育 等
- ②保健・医療または福祉の増進を図る活動
 - ・介護保険事業の実施
 - ・高齢者や障害者に対する外出、通院などの日常生活支援 等
- ③社会教育の推進を図る活動
 - ・自然体験教室の開催
 - ・中高齢者向けパソコン教室 等
- ④まちづくりの推進を図る活動
 - ・清掃活動や花壇づくりなど景観整備
 - ・地域の公共交通マップの作成・配布 等
- ⑤活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助活動
 - ・市民活動を行う団体の支援
 - ・まちづくり、地域づくりの支援

図28 活動分野別NPO法人の割合(H24.10.31現在)



※複数選択

出典:福井県「県内のNPO法人の動向」

NPO法人は県内の全市町にあります。そのうち嶺北地方に203法人あり、福井市に事務所を設置しているNPO法人が102法人と最も多く、全体のおよそ4割を占めています。次いで、坂井市31法人、越前市20法人、鯖江市19法人、大野市11法人等となっています。

また、嶺南地方には40法人あり、その内訳は敦賀市16法人、小浜市7法人、次いでおおい町と若狭町がそれぞれ6法人となっています。(表1)

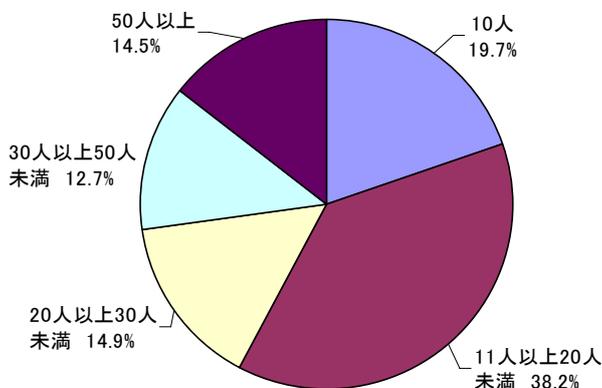
表1 市町別NPO法人数 (H24.10.31現在)

| 市町 | 法人数 | 市町 | 法人数 |
|------|-----|----------|-----|
| 福井市 | 102 | 吉田郡永平寺町 | 3 |
| 敦賀市 | 16 | 今立郡池田町 | 2 |
| 小浜市 | 7 | 南条郡南越前町 | 2 |
| 大野市 | 11 | 丹生郡越前町 | 2 |
| 勝山市 | 4 | 三方郡美浜町 | 3 |
| 鯖江市 | 19 | 大飯郡高浜町 | 2 |
| あわら市 | 7 | 大飯郡おおい町 | 6 |
| 越前市 | 20 | 三方上中郡若狭町 | 6 |
| 坂井市 | 31 | 計 | 243 |

出典:福井県「県内のNPO法人の動向」

NPO法人の社員や事業規模の状況については、社員数はNPO法人の設立要件の社員数10人の法人がおよそ2割で、20人未満の法人がおよそ6割を占めています。(図29)

図29 NPO法人の社員数



出典:福井県「県内のNPO法人の動向」

また、年間経常収入額別では、1円以上100万円未満の法人の割合が32.4%と最も高く、次いで100万円以上500万円未満が26.1%となっており、0円の法人を含むと、500万円未満の法人の割合が7割近くを占めています。(図30)

年間経常支出額は、1円以上100万円未満の法人の割合が29.8%と最も高く、次いで100万円以上500万円未満が25.6%となっており、0円の法人を含むと、500万円未満の法人の割合が7割近くを占めています。(図31)

図30 NPO法人の経常収入額

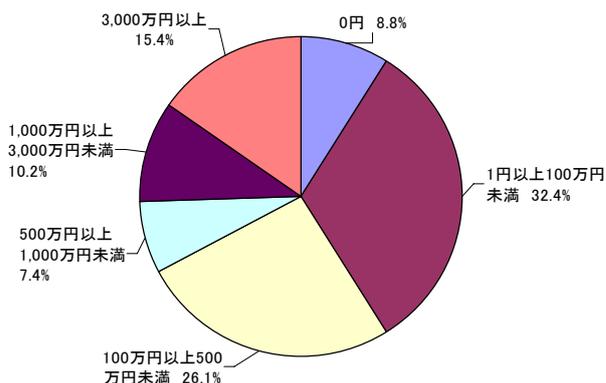
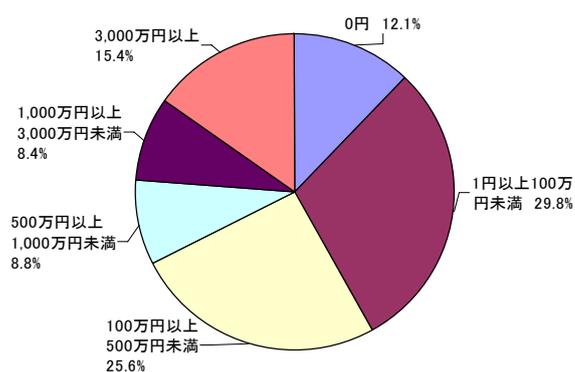


図31 NPO法人の経常支出額



経常収入額…会費・入会金収入、事業収入など事業を行っていく中で常時発生する収入
 経常支出額…事業費、管理費といった事業を行っていく中で常時発生する支出

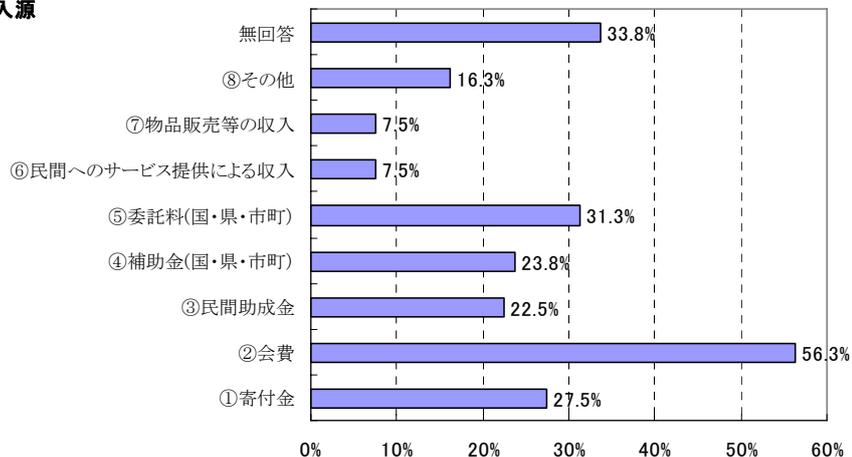
出典:福井県「県内のNPO法人の動向」

NPO法人の活動を支える財源は、「会費」が56.3%で最も多く、次いで「委託料(国・県・市町)」が31.3%、「寄付金」は27.5%となっています。

(図32)

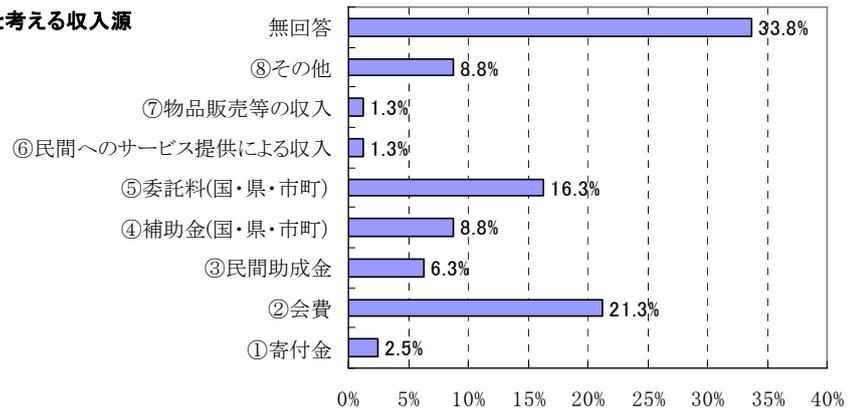
県内NPO法人は、「会費」を最も重要な財源と考えており、21.3%で最も多く、実際の収入も最も多くなっています。次いで、行政からの「委託料」、「補助金」を最も重要と考えており、「委託料(国・県・市町)」が16.3%、「補助金(国・県・市町)」は8.8%となっています。(図33)

図32 県内NPOの収入源



出典:福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

図 33 最も重要と考える収入源



出典: 福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

平成23年度決算では、本県NPO法人の約半数が寄付金の収入がなく、寄付金収入がある法人でも約7割が50万円以下です。(図34、図35)

「寄付金」は、単なる財源に留まらず、県民からの支援・支持を表す一つの形であると言えることから、積極的な情報公開等により寄付の受入を促進する必要があります。

図 34 平成23年度寄付収入の有無

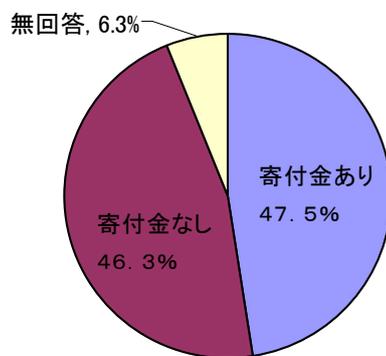
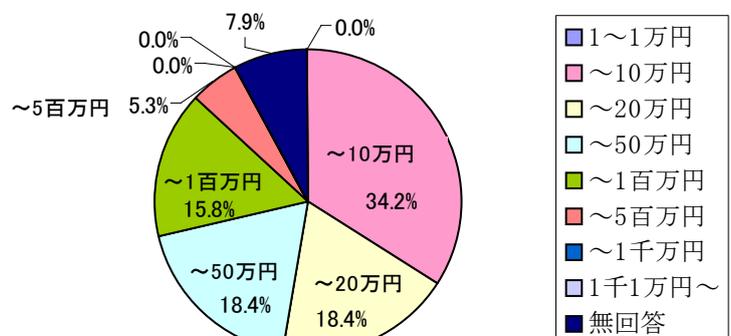


図 35 寄付金収入額(平成23年度)

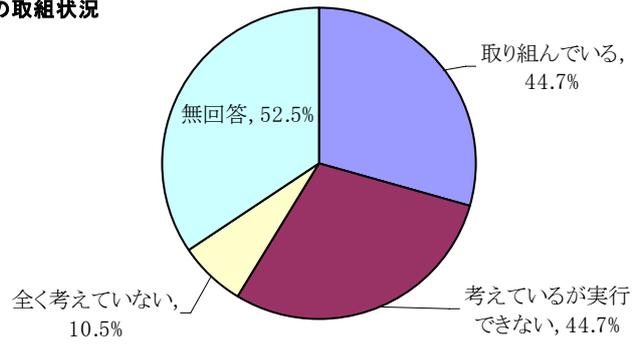


出典: 福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

寄付受入促進のための取組は、「考えているが実行できない」が44.7%で最も多く、次いで「取り組んでいる」が44.7%、「全く考えていない」は10.5%となっています。(図36)

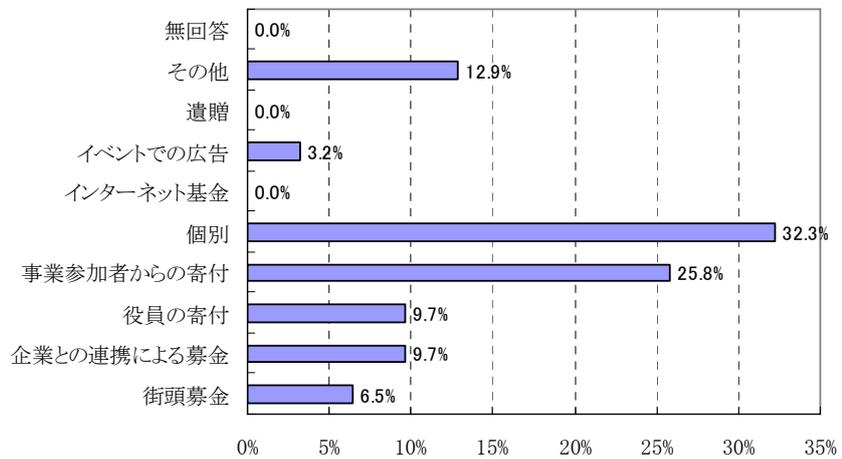
寄付受入促進の具体的な取組は、「個別」が32.3%で最も多く、次いで「事業参加者からの寄付」が25.8%、「企業との連携による募金」は9.7%となっています。(図37)

図 36 寄付の受入促進の取組状況



出典: 福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

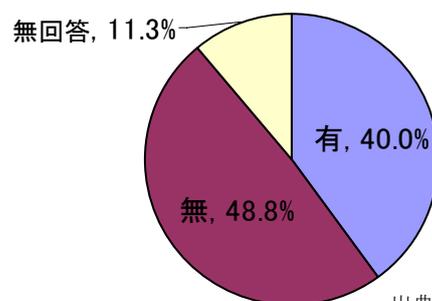
図 37 寄付受入れ促進の取組状況



出典: 福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

国・県・市町・社会福祉協議会・共同募金会・民間助成団体・企業等からの助成（平成23年度）状況は、「有」が40.0%で、「無」が48.8%となっています。（図38）

図 38 国・県・市町・社会福祉協議会・共同募金会・民間助成団体・企業等からの助成(平成23年度)



出典: 福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

NPO法人等市民活動団体の活動について、県民の31.2%が「知らない」、NPO活動を知っている県民の71.9%が「参加したことはない」と回答しており、県民はNPO法人等の活動をあまり知らず、活動に参加している県民は少なくなっています。(図39、図40)

図39 NPO法人等の認知度

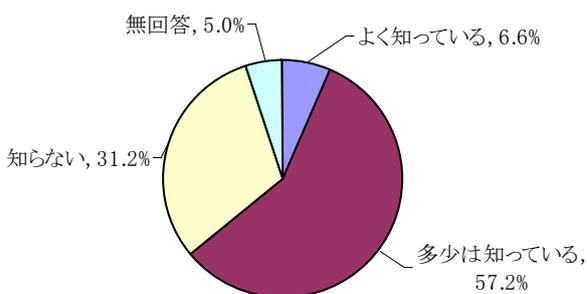
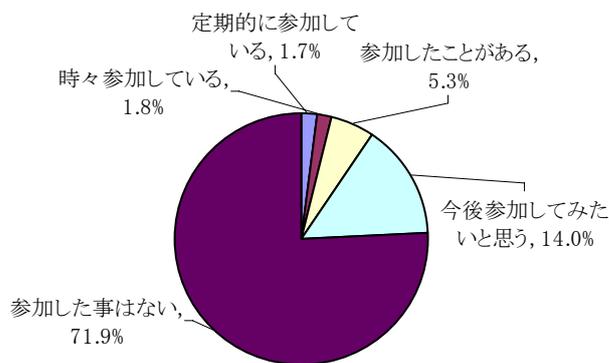


図40 NPO活動への参加状況



出典:福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

県民の68.7%が寄付をしたことがなく、寄付を行うために必要なことは、46.8%が「市民団体の活動内容等の情報開示」、16.8%が「寄付の仕方等の広報」と回答しています。(図41、図42)

県民の社会貢献活動への寄付を促進するためには、NPO法人等市民活動団体の活動をより県民に知っていただくための広報が必要であり、寄付金収入を増やすためには、各団体の積極的な活動内容等の情報開示が必要です。

図41 NPO法人等への寄付を行うために必要なこと

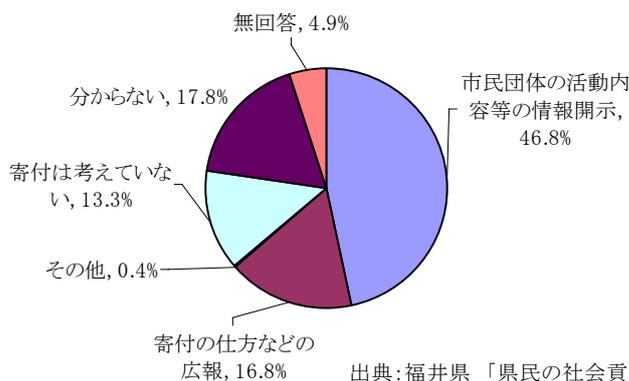
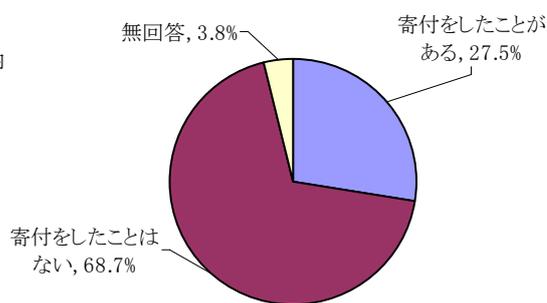


図42 NPO法人等への寄付



出典:福井県「県民の社会貢献活動に関する調査」

NPOと他の団体との協働の状況は、平成21年度から平成23年度の3年間で国・県・市町との協働事業の実績がある団体は55.0%で実績のない団体を12.5%上回っています。(図43)

また、他のNPOや自治会等、行政以外の団体との協働実績のある団体は42.5%で、実績がない団体を3.8%下回っています。(図44)

図 43 行政(国・県・市町)との協働実績の有無 (平成21年度～平成23年度)

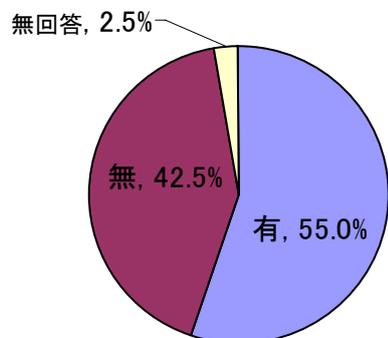
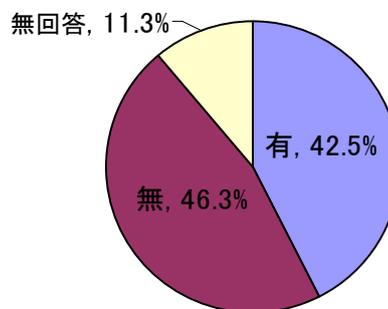


図 44 行政以外の団体(他のNPO、自治会、企業、社会福祉協議会、小中学校)との協働実績の有無 (平成21年度～平成23年度)

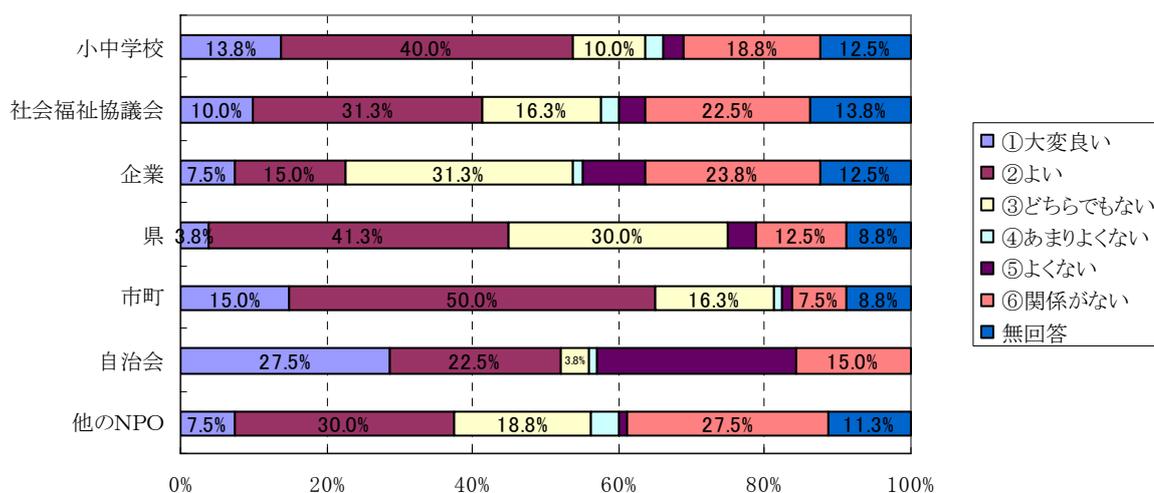


出典:福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

NPO法人が考えている他団体とのネットワーク・協働の状況は、他のNPOとが「大変良い」と「良い」を併せて37.5%、自治会が50.0%、市町が65.0%、県が45.1%、社会福祉協議会が41.3%、小中学校が53.8%であり、他のNPO、市町、県、社会福祉協議会、小中学校で「良い」が最も高くなっています。

企業は、「どちらでもない」が31.3%で最も高く、次いで「関係がない」が23.8%、「良い」は15.0%です。(図 45)

図 45 NPO法人が考える他の団体とのネットワーク・協働の状況

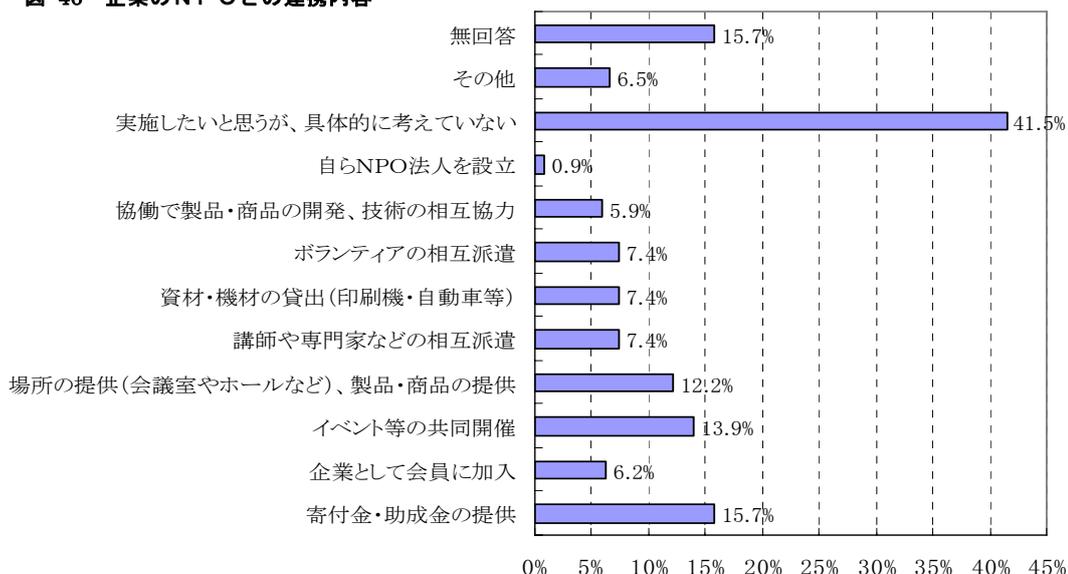


出典:福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

企業が、NPO等と連携している内容は、「実施したいと思うが具体的に考えていない」が41.5%で最も多く、次いで「寄付金・助成金の提供」が15.7%、「イベント等の共同開催」が13.9%となっています。（図46）

企業は、NPOとの連携を考えているが実施までには至っていないことから、NPOは情報公開等により活動を広報し、寄付金等の提供やイベント等の共同開催、場所の提供等の連携を働きかける必要があります。

図46 企業のNPOとの連携内容

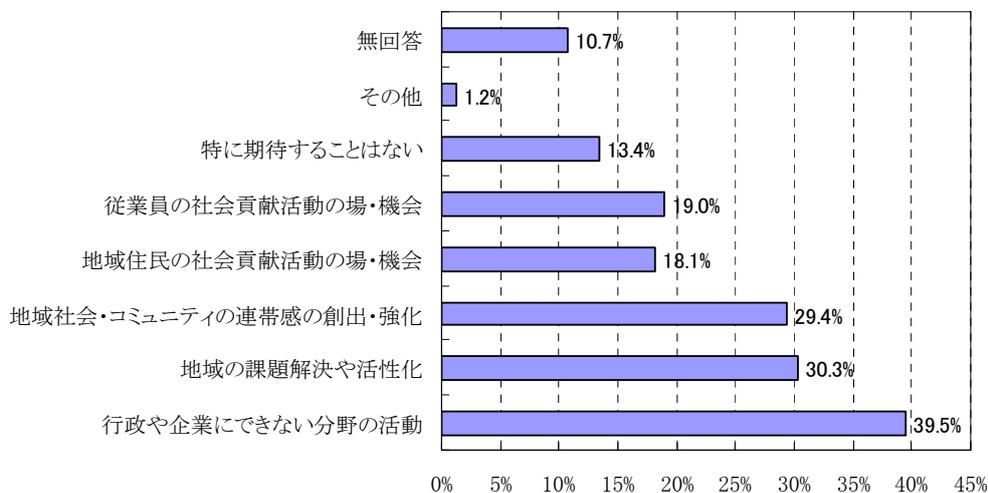


出典:福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

企業が、NPOに期待することについては、「行政や企業にできない分野」が39.5%で最も多く、次いで「地域の課題解決や活性化」が30.3%、「地域社会・コミュニティの連帯化の創出・強化」が29.4%となっています。

(図47)

図47 企業がNPOに期待すること



出典:福井県「県内NPO法人の社会貢献活動に関する調査」

法人格の有無に関わらず、県内で社会貢献活動を行っているNPOは、市町社会福祉協議会が把握している団体だけでも1000団体近くになっており、その活動は生活の様々な分野に広がっています。地域に密着した団体も、既存の行政・企業等が提供できない分野でサービスを提供し、新しい地域活動を生み出している事例も多く見られます。

これまで、地域に当然のようにあった支え合い、お互いさまといった意識が薄れるにつれ、今後ますます、市民セクターのやるべき仕事、かかわる分野が増えていくものと思われます。しかし、NPO法人をはじめとする非営利組織は、日々の活動や課題解決などに専念することに手一杯で、組織運営や資金調達等において、非常に厳しい状況におかれています。

財務諸表の作成力やプレゼンテーション力等の不足により、金融機関や寄付者等の理解が得られず、寄付が集めにくかったり、融資を受けられない場合もあり、団体の組織運営力や情報発信力の強化が必要です。

また、他団体とのコラボレーションに消極的な面が見られ、同じ分野や同じ地域の他のNPOの活動を知らないことが多いようです。同じような活動をいくつもの団体がそれぞれ単独で行っており相乗効果が発揮できない、事業を実施するうえで課題や悩みがあるのに、そのことに対するアドバイスを求める団体がいない等の問題につながり、NPO活動を広げるうえでの障害になっている場合もあり、NPOのネットワークづくり等の強化が必要です。

本県では、3地域（福井・坂井、丹南、嶺南）を活動エリアとする3法人が中間支援組織を構成していますが、県全域を活動エリアとする中間支援組織はありません。県内の個々のNPOが持つ情報やノウハウなどの資源を他のNPOに結び付け、解決のプロセスを調整する事務局的な機能を果たし、広く県民への認知度を高め支持を得ていくためには、県全域を活動エリアとする中間支援組織の育成が必要です。

こうした中、平成23年6月には、国が税制面で寄付を後押しし、「認定NPO法人」⁴に公益法人並みに寄付がしやすくなる制度ができました。その制度を活用し、全国的にも認定NPO法人や公益財団法人が主体となった新たな市民ファンド⁵の設置が進んでいます。活動資金が十分でない市民の活動を新しい寄付で応援する仕組みを、本県でも検討していく必要があります。（参考P56トピックス）

4 認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であって公益の増進に資するものについて、一定の要件を満たすものとして、所轄庁（都道府県知事または政令指定都市の長）に認められたものをいいます。平成25年1月末現在、本県での認定事例はありません。

5 市民ファンドとは、市民主体で設立された、NPO等の支援のための資金提供を行う組織をいいます。

(エ) 市町の社会貢献活動推進体制

県内17市町では、「NPO活動の推進・支援に関する条例」を制定している市町は、福井市、鯖江市、越前市の3市、「NPO活動の促進・支援に関する基本方針」を策定している市町は、福井市、大野市、越前市の3市です。(図48、図49)

図48 NPO活動推進条例の制定状況

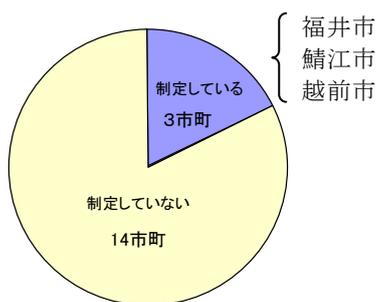
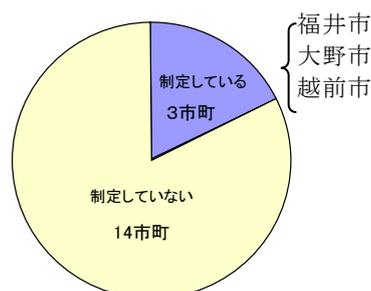


図49 NPO活動の推進・支援に関する基本方針の策定状況



また、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、越前市がNPO活動に対する支援センターを設置し、NPO活動の支援を行っています。(図50)

県内17市町に「社会貢献活動推進体制に関する調査」(平成24年7月実施)を行ったところ、支援内容としては、「NPO活動に必要な備品・機材等の物品の提供」が最も多く、次いで「人材育成のための講習会」、「NPOを対象とした講座や各種相談」、「NPO間のネットワークの促進」となっています。(図51)

また、福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、越前市では、NPO活動推進のための補助事業を実施しています。(図52)

図50 NPO活動に対する支援センターの設置状況

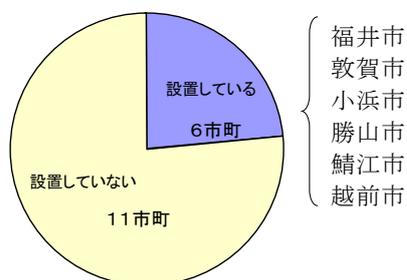
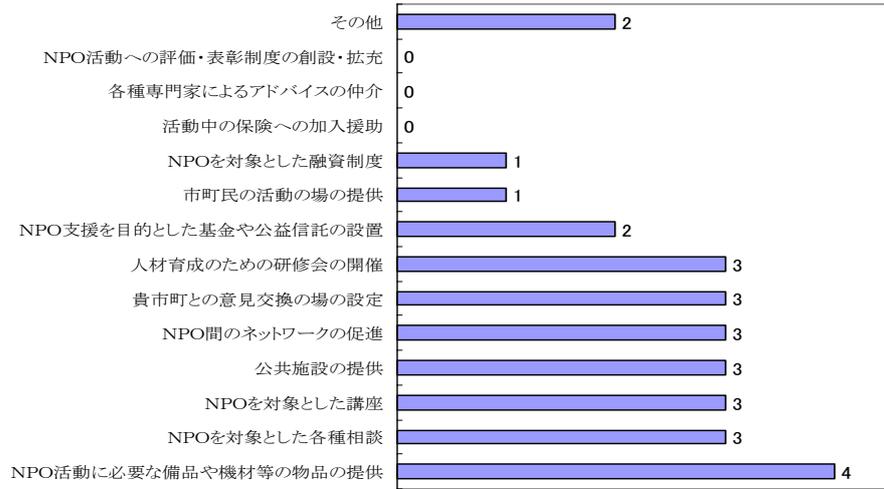


図 51 市町が行っているNPO支援策

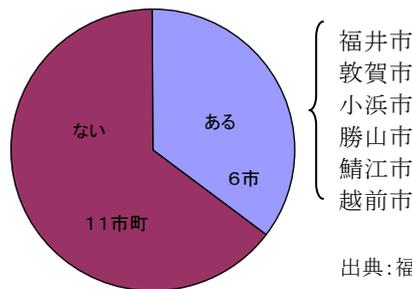
(※支援センター、補助金、地方税の減免措置、普及・啓発イベント以外)



市町数

出典: 福井県「県内17市町への調査」

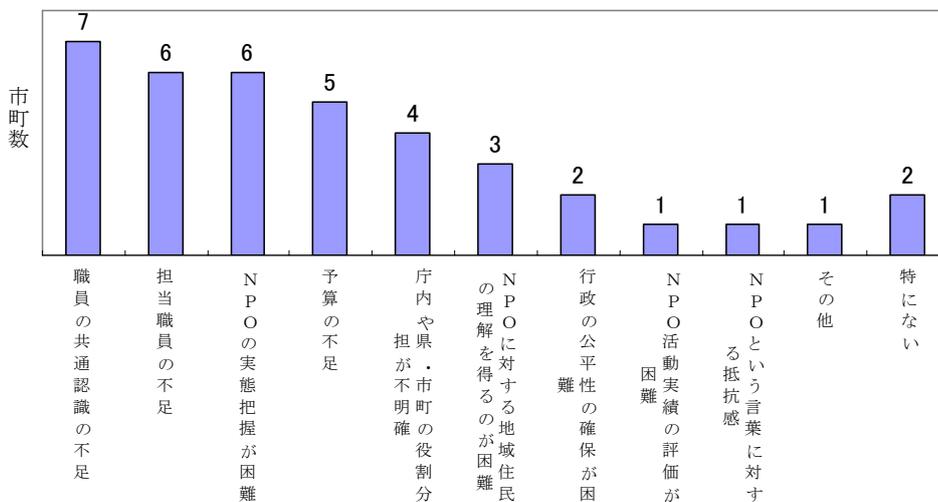
図 52 NPO活動推進のための補助事業



出典: 福井県「県内17市町への調査」

NPO活動を推進する上で市町職員が感じている課題は、「職員の共通認識の不足」が最も多く、次いで「担当職員の不足」、「NPOの実態把握が困難」となっています。(図 53)

図 53 市町職員が感じているNPO活動を推進する上での課題 (複数回答)

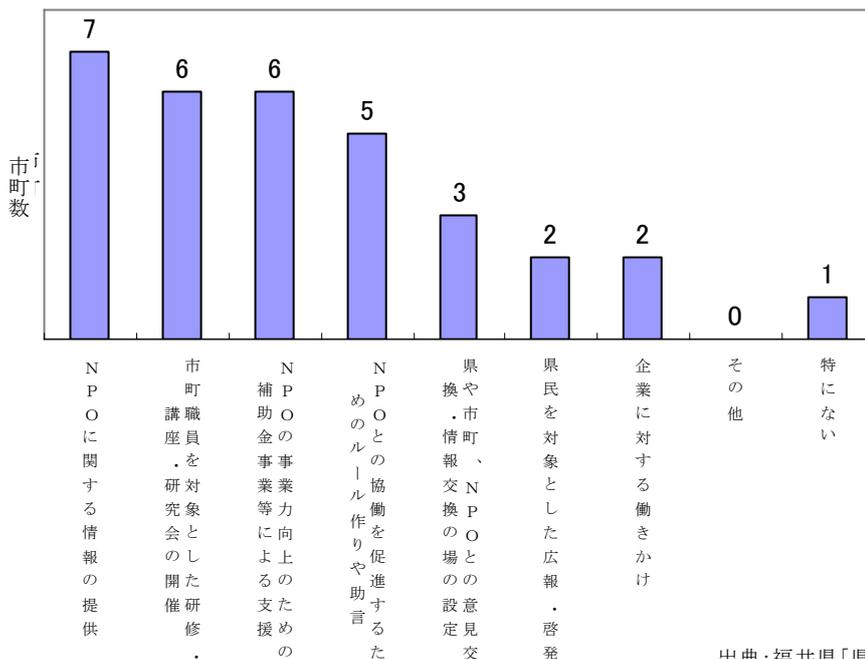


出典: 福井県「県内17市町への調査」

NPO活動推進のため市町職員が県に期待する取組は、「NPOに関する情報提供」が最も多く、次いで「市町職員の研修等の開催」、「NPOの事業力向上のための補助事業等による支援」となっています。(図 54)

NPO活動を推進するためには、市町職員のNPOに対する認識を高める必要があります。そのためにも、NPO活動実態等の情報公開の促進が必要です。助成金情報の提供や資金確保のための支援策も検討する必要があります。

図 54 NPO活動推進のため県に期待する取組 (複数回答)

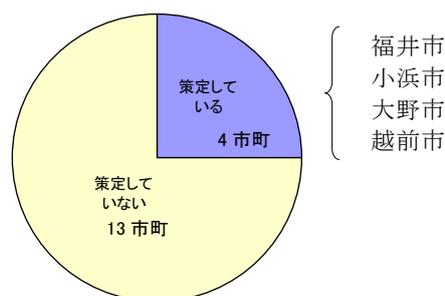


出典:福井県「県内17市町への調査」

NPOとの協働については、福井市、小浜市、大野市、越前市が「NPOとの協働に関する基本的なルール・指針」を策定しています。(図 55)

また、福井市、大野市、鯖江市、越前市は「県民(NPO)との協働事業提案制度」があり、鯖江市、越前市は「県民(NPO)との協働事業評価制度」があります。(図 56、図 57)

図 55 NPOとの協働に関する基本的なルールの策定状況



出典:福井県「県内17市町への調査」

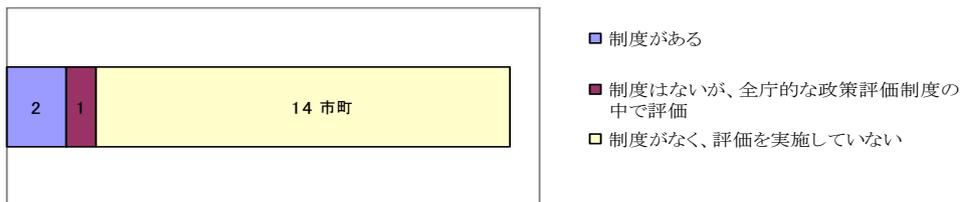
図 56 市町における県民(NPO)との協働事業提案制度



※協働事業提案型制度:福井市、大野市、鯖江市、越前市

出典:福井県「県内17市町への調査」

図 57 市町における県民(NPO)との協働事業評価制度



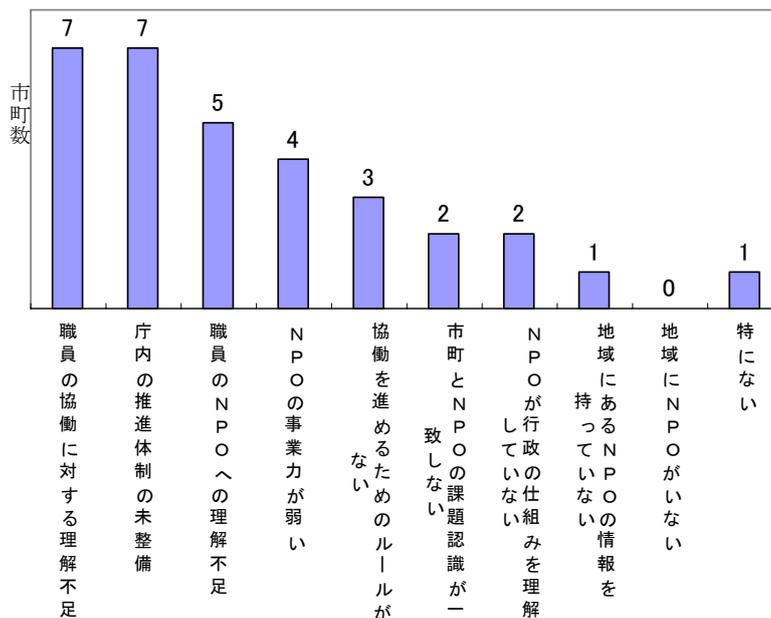
※協働事業評価制度:鯖江市、越前市

出典:福井県「県内17市町への調査」

NPOと協働を推進する上での市町職員が感じている課題は、「職員の協働に対する理解不足」、「庁内の推進体制の未整備」が最も多く、次いで「職員のNPOへの理解不足」となっています。(図 58)

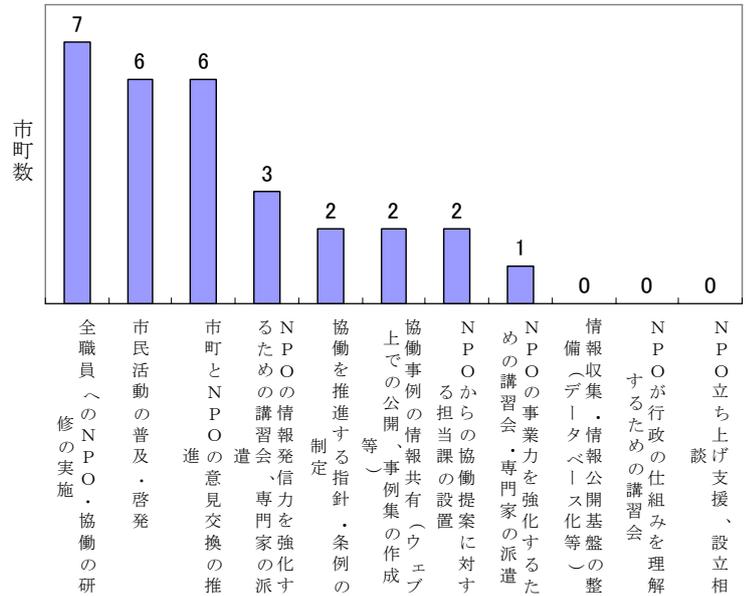
課題解決のために必要な施策としては「全職員へのNPO・協働に関する研修の実施」が最も多く、次いで「市民活動の普及・啓発」、「市町とNPOの意見交換の推進」となっています。(図 59)

図 58 市町職員が感じているNPOと協働を推進する上での課題(複数回答)



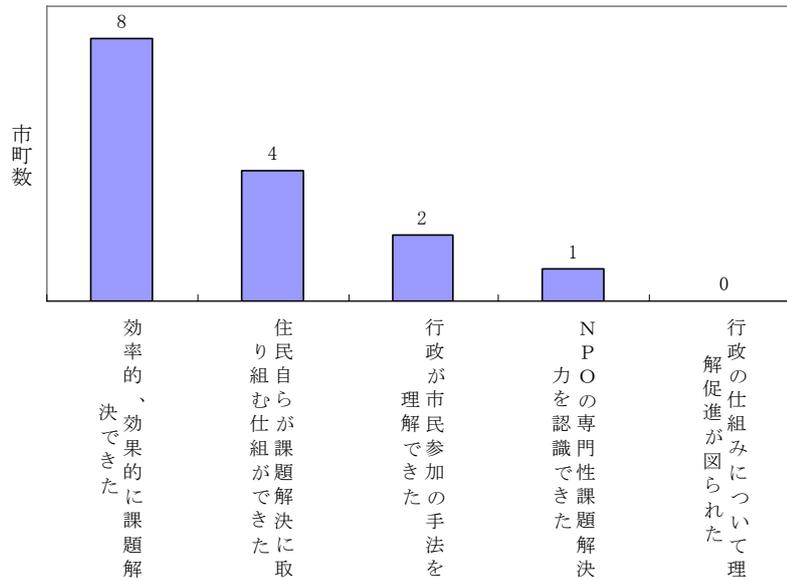
出典:福井県「県内17市町への調査」

図 59 市町職員が感じている協働を推進する上での課題を解決するために必要な施策(複数回答)



出典: 福井県「県内17市町への調査」

図 60 市町職員が感じているNPOとの協働および活動支援、ボランティア支援等の成果(複数回答)



出典: 福井県「県内17市町への調査」

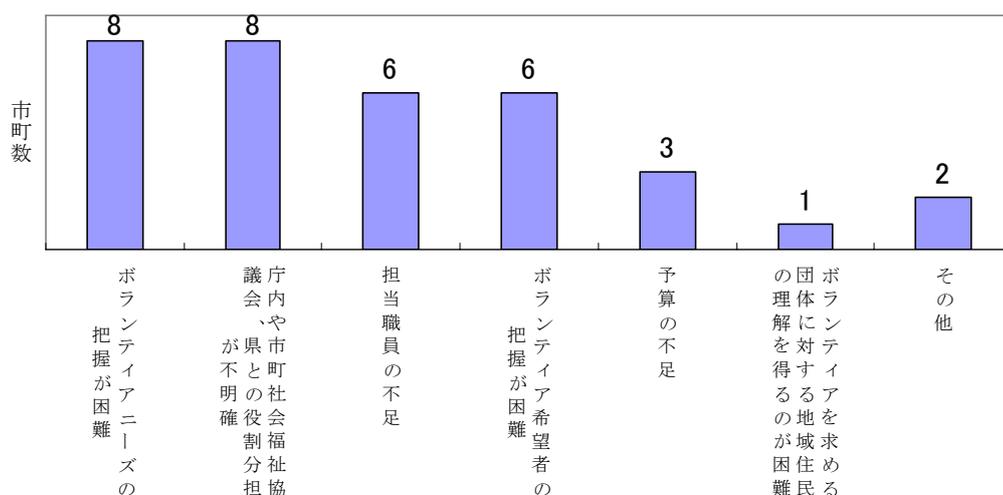
NPOとの協働およびボランティア支援等の成果は、「効率的・効果的に課題解決できたこと」としており、NPOと市町の協働は、地域で活動するNPOの柔軟性や先駆性を活かし、地域の実情に応じたきめ細やかな公共サービスの提供や多様化する地域課題への的確な対応につながるものと期待されます。(図 60)

しかし、更なる協働の推進を図るためには、市町職員のNPOに対する理解・認識を一層高める必要があります。そのためには、NPOの活動実態等の情報公開の促進や市町職員との交流・意見交換の場の設定等も必要です。

ボランティア活動を推進していく上での課題は、「ボランティアニーズの把握が困難」と「庁内や市町社会福祉協議会、県との役割分担が不明確」が最も多く、次いで「担当職員の不足」、「ボランティア希望者の把握が困難」となっています。(図 61)

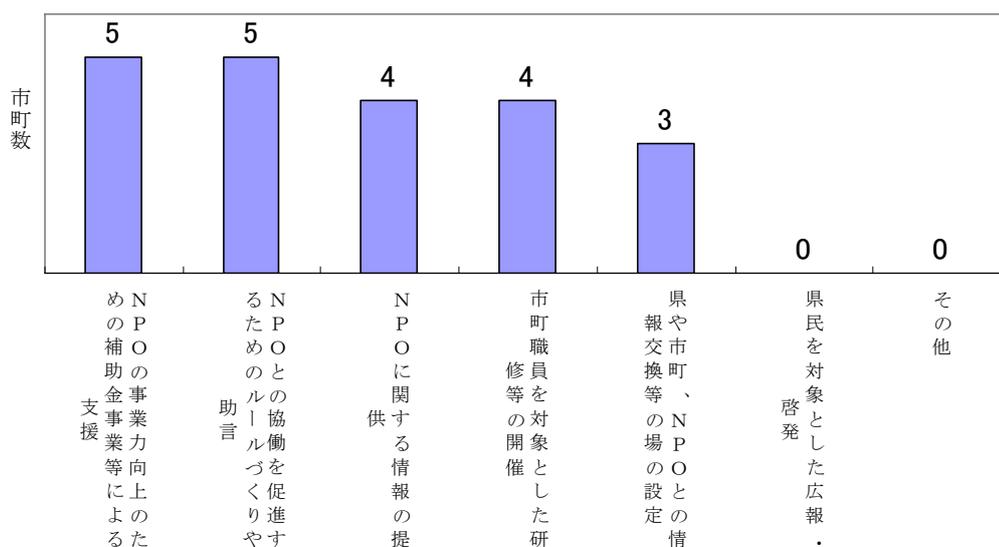
ボランティア活動を促進するために県に期待する取組は、「NPOの事業力向上のための補助金事業等による支援」と「NPOとの協働を促進するためのルールづくりや助言」が最も多く、次いで、「NPOに関する情報提供」と「市町職員を対象とした研修会等の開催」となっています。(図 62)

図 61 市町職員が感じているボランティア活動を促進する上での課題(複数回答)



出典: 福井県「県内17市町への調査」

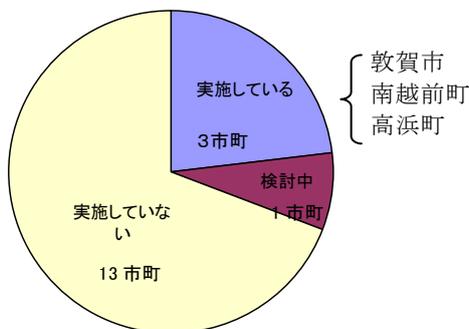
図 62 市町職員が感じているボランティア活動促進のため県に期待する取組(複数回答)



出典: 福井県「県内17市町への調査」

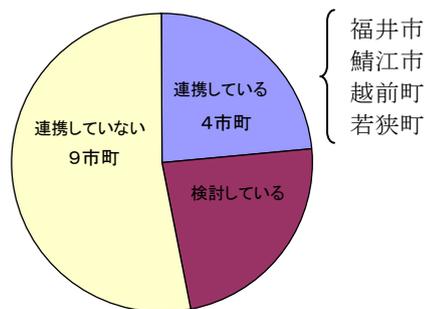
また、敦賀市、南越前町、高浜町が、ボランティアの育成事業を行っています。福井市、鯖江市、越前町、若狭町は、福祉を中心とした社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を図っています。(図 63、図 64)

図 63 市町のボランティア育成事業の実施状況



出典:福井県「県内17市町への調査」

図 64 市町と市町社会福祉協議会のボランティアセンターと連携状況



出典:福井県「県内17市町への調査」

ボランティア活動を推進するためには、まずは各地域におけるボランティアニーズとボランティア希望者を適確に把握し、県民にボランティアを実践する機会をより多く提供する必要があります。

また、地域の課題が多様化する中、まちづくりと高齢者や子どもの居場所づくりとを関連させるなど、これまで福祉中心の市町社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携も必要となっています。

そのためには、県民への社会貢献活動参加の呼びかけやボランティアニーズの把握、NPOに関する情報提供、職員の研修等、今以上に県および市町、社会福祉協議会が連携して取り組んでいく必要があります。

(オ) 現計画での取組

県は、これまで、平成12年9月に策定した現計画に基づき、「ふれあいと活力のある地域づくり」をめざして、「人材の育成」、「活動拠点の整備」、「財政基盤の整備」、「広報ならびに情報の収集および提供」、「交流の促進」を柱として、県民の社会貢献活動の推進してきました。

この間の主な取組は次のとおりです。

(1) 人材の育成

子育てマイスターや食育のボランティア等の登録により、人材の積極的な活用を行うとともに、社会福祉協力校の指定や災害ボランティアコーディネーターやフレストサポーター等の専門的な研修を実施し「人材の育成」を図ってきました。

(2) 活動拠点の整備

ボランティア団体等の活動拠点として、平成13年3月に県民活動センターを県民会館に設置、19年4月にアオッサ7階に移転し、現在は年間約21,000人の利用があります。また、同年10月にはボランティアのマッチングを行うボランティア・カフェをアオッサの同じフロアに設置しました。

市町においては、これまでに福井市、敦賀市、小浜市、勝山市、鯖江市、越前市6市で支援センターが設置されています。

(3) 財政基盤の整備

ボランティア団体の自立した財政基盤を整備するため、人材育成や団体運営の研修、税務会計相談等を実施してきました。

また、メールマガジンによる助成金情報等の提供や、パートナーシップに基づく県と民間非営利団体の協働事業の推進を行ってきました。

(4) 広報ならびに情報の収集および提供

県民活動センターに情報コーナーを設置し、パソコン利用や社会貢献活動に関する図書を閲覧できるようにしています。また、情報誌やメールマガジン等による各団体のイベント開催告知や活動内容の紹介、助成情報などを提供しています。

(5) 交流の促進

県民活動センターに交流コーナーを設置し、打合せや情報交換などに利用できるスペース等を提供しています。

また、平成23年度、平成24年度は、NPOが活動地域を広げ、それぞれの特長・特徴を活かして連携し、多くの市民の参加を得て地域課題の解決を図るため、行政とNPOの情報交換会を開催しました。

IV. 社会貢献活動の促進に向けて

1. 本計画の基本的方向

県民自らが「新しい私」として主体的に地域づくりに関わり、県民が一致協力して地域課題解決のために活動する社会を目指します。

これまでの「高齢者観」を転換し、活躍している人や活躍したいと思っている人に、誇りや尊厳を持って、超高齢社会の重要な支え手、担い手として活躍してもらえる社会の実現を目指します。

2. 重点施策

上記を踏まえ、以下の4つを重点施策として展開します。

- (ア) 「新しい私」が「もう一役」を担う気風づくり
- (イ) アクティブシニアがリード、バックアップする社会貢献活動
- (ウ) ボランティアと募集团体とのマッチングの仕組みづくり
- (エ) 民間主体の新しい寄付の仕組みづくり

3. 具体的な施策

地域課題を解決するためには、NPO、市町や社会福祉協議会、経済団体などが一致団結して行動することが必要ですが、この計画では、社会貢献活動を後押しする県の施策を中心に記載しています。

(ア) 「新しい私」が「もう一役」を担う気風づくり

他人や地域社会のために貢献したいという思いを持った「新しい私」が、本県の文化として定着している「おすそわけ」のようにちょっとした「志」を交換・共有し、家庭や地域において「もう一役」を買ってでる気風を育てます。（「福井県民の将来ビジョン」P39引用）

県民が当たり前のように社会貢献活動に参加することで、地域に関わり、地域自らが課題解決を図る社会の実現に向けて、県民の社会貢献活動に対する理解を深め、活動への参加を促進していきます。

(1) 週1時間（1日10分）の社会貢献活動（支え愛運動）の展開

できることから始めるボランティアや専門知識とノウハウを活かしたボランティア活動への参加を呼びかけ、県民誰もが当たり前のように社会貢献活動に参加する「週1時間（1日10分）の社会貢献活動（支え愛運動）」を展開します。

○「ボランティア プラス3万人」運動の展開

「社会貢献活動は自分とは無縁」、「時間がかかるからできない」と思っている県民に、「近所の独り暮らしの高齢者への声かけ」、「歩道の雪かき」など、普段の生活で何気なく行っているちょっとした行為や社会奉仕として行っている環境美化活動も社会貢献活動であり、年少の頃から意識的に取組んでもらうことが大切であることを、『週1時間、1日10分』の活動と呼びかけながら、市町、県および市町社会福祉協議会、企業と協働して、「ボランティア プラス3万人」運動を展開していきます。

また、職場で経理を任されている方は地域で活動する団体の会計を、事務をされている方は文書の作成を、モノづくりをされている方はモノの修理を等、仕事や趣味で得られたノウハウや技術を社会貢献活動で活かす、「プロボノ」や「2枚目の名刺」といった活動の推進を図ります。

○若者チャレンジ応援プロジェクト事業

若者の地域活性化活動への参加を促進するため、「地域をよくしたい」という思いを持つ若者を募集、ワークショップ等の研修や現地調査等を実施し、活動の仲間づくりを応援します。

○地域支え合い人材育成事業

身近な地域での日常的な見守り活動、生活支援等の福祉活動を促進するため、地域見守りサポーター（見守り活動の理解者・協力者）や地域コミュニティパートナー（支え合い活動の中心的人材）を養成します。

○「つながれボランティアの輪」推進強化事業

県民総参加によるまちづくり活動の機運づくりのため、ボランティア体験やボランティア作文コンクールを実施するなど、7月から10月をボランティア月間として集中的にボランティアの啓蒙を行い、参加を働きかけます。

○地域ぐるみ福祉教育推進事業

住民一人ひとりの主体的な地域活動の参加を推進するため、学校、自治会、福祉施設などが連携して行う地域ぐるみの福祉教育活動を支援します。

○子育てマイスター地域活動推進事業

地域で子育て中の親が、気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備するため、子育てに関わりのある保健、医療、福祉などの有資格者を「子育てマイスター」として登録し、個別相談や児童館等での座談会、育児相談等の活動を支援します。

○手話奉仕員・通訳者養成事業

聴覚障害者の情報環境の充実と社会参加支援のため、手話奉仕員および手話通訳者を養成します。

○要約筆記者養成事業

聴力障害者の福祉の向上を図るため、手話技術の取得困難な難聴者や中途失聴者に対する情報伝達の手段の一つである要約筆記を行う奉仕員を養成します。

○点訳・朗読奉仕員養成事業

視覚障害者の情報環境の充実と社会参加支援のため、点訳・朗読を行う奉仕員を養成します。

○ものを大切に作る社会づくり推進事業

地域でのおもちゃ修理や、イベントでの修理実演等を行うことにより、県民の「ものを大切に作る」意識を醸成するため、おもちゃの修理ができる人材を養成します。

○もり人づくり事業（フォレストサポーター等の養成）

地域のイベントでの植樹等を通じて「森林や林業の大切さ」や「木の温もり」などを伝える活動を行う「フォレストサポーター」を養成します。

また、小中学生を対象とした研修会・野外体験学習等を通じて、森林・林業に関して高い意識と知識を身につけたジュニアフォレストサポーターを養成します。

○食育ボランティアの登録

学校や地域活動の場で、必要な知識・技術・経験を持ち、ボランティアとして協力・支援できる人材を「ふくい食育ボランティア」として登録し、学校や地域からの要請に基づき食育活動を支援します。

○地域農業サポート事業

集落営農組織、農業者、地域住民、ボランティア等によるアグリサポーター組織を編成し、中山間地域等において農作業を支援します。

○「川守」「道守」推進事業

美しい福井の河川、道路の実現を図るため、河川や道路を美しくしようとする意識と愛着のある地域住民や企業等民間団体との協働により、河川敷の清掃など河川の環境整備を行う「川守」活動、歩道内の清掃や除草、花の植栽など道路の維持管理を行う「道守」活動を推進します。

○福井ライフ・アカデミー開催事業（地域活動講座）

県民を対象として、ボランティアの意義と役割について学ぶ機会を提供し、地域づくり、まちづくりに積極的に関わる地域のリーダー（生涯学習ボランティア）を養成します。また、併せて養成したボランティア講師による学習講座も開催します。

○学校生活ボランティア推進事業

地域の力を生かした教育体制の一層の充実を図り、子どもたちが地域へ出て活動するきっかけづくりを行うため、小学校の体験活動や学校生活を支援するボランティアを全学年対象に導入する経費を助成します。

学校生活ボランティアは、授業での児童への対応・安全指導、体験活動時の支援、学校行事での支援、あいさつ運動等を支援します。

○社会貢献活動の積極的な情報発信

NPOの活動やボランティア活動への関心を高め、意義や役割等について理解が深まるよう、県および市町、市町社会福祉協議会と連携して、ホームページや情報誌などの各種広報媒体や「福井県社会貢献活動支援ネット」（P49参照。以下、「支援ネット」という。）を活用した情報発信を行います。

県民の信頼を得、社会貢献活動への参加を促進するため、NPOや企業の活動状況等の情報公開を一層進めます。

○優れた社会貢献活動の顕彰

県民が社会貢献活動への関心を高め、積極的な参加を促すため、地域課題の解決に取り組む様々な社会貢献の取組みを顕彰します。

- ・ 県民社会貢献活動功労者知事表彰
- ・ 県民社会貢献活動知事奨励賞
- ・ 社会福祉事業功労者（社会福祉分野のボランティア活動）表彰
- ・ 循環型社会形成推進功労者等表彰

等、各分野にわたり、個人やNPO、企業の社会貢献活動に関する県の表彰制度があります。（表彰名、表彰対象等は資料P を参照）

また、関係団体においても優れた社会貢献活動に係る顕彰は実施されています。

- ・ 福井県社会福祉協議会会長表彰 優良ボランティア表彰

<トピックス：福井県のプロボノ活動>

◆子育てマイスター

家族形態の変化や地域の連帯感の希薄化により、子育てについて身近で気軽に相談できる相手を求めにくくなっている現状を踏まえ、県では、地域において、子育てに関する悩みや不安の相談や助言を行う活動にボランティアとして参加していただける方を「子育てマイスター」として募集・登録し、地域で気軽に相談できる体制を整備しています。

主な活動内容は、

- ① 地域のなかで、子育て中の保護者の相談相手となり、資格や経験を活かしたアドバイス
- ② マスメディアを通じ、県民から寄せられた相談に対するアドバイス
- ③ その他、県、市町等の関係機関からの要請に応じて、子育てに関連した活動の実施などです。



子育てマイスターは、専門的知識が必要なことから保育、医療、看護、保健など子育てに関する国家資格を有する方を対象としており、仕事上の経験を活かしたボランティア活動であるプロボノ活動の一例です。

子育てマイスター制度の始まった平成17年度から今までに登録された方は500名余りとなり、それぞれ県内各地で精力的に子育て支援活動を行っています。

(2) 身近な活動を支える団体の育成

地域のNPOを支え、つなぐ中核的な役割を担う中間支援組織（NPO法人）を継続して育成し、活動基盤を強化するとともに、NPO（団体）と行政やボランティア（個人）との交流を促進します。

○団体の組織運営力、資金調達力の向上

NPOがその活動を社会から認知され、協働相手とのネットワークづくりを強化したり、金融機関や寄付者等の理解を得、寄付や融資を受けるなど活動資金を確保するため、団体の組織運営力や情報発信力の強化を図ります。

- ・プレゼンテーション能力の向上を図るため、行政・NPO交流会（後掲）をワークショップ形式で開催します。
- ・NPO等が活動を継続していく上で特に重要なスキルとなる会計・税務処理の向上を図るため、税理士等の専門家による特別相談を実施します。

○コミュニティビジネス手法の活用による社会貢献活動の推進

NPOが地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて継続的に実施するコミュニティビジネス⁶を認証し、認証を受けたNPOに対する融資制度を設け、支援します。

○ボランティア活動の費用負担に対する理解の促進

NPOの活動を継続するためには、ボランティアであっても、一定の費用を受益者に負担してもらう必要があることについて、県民の理解促進を図ります。例えば、観光ガイドの場合の交通費や通信費、配食サービスの場合の食材費や燃料費、それぞれ事務局の運営経費も発生しますが、これらについて受益者等の負担がなければ活動ができなくなります。

また、あわせて県民の理解を得るため、NPOの情報公開を促進します。

○県全域で活動する中間支援組織の育成

平成23、24年度の新しい公共支援事業一環として実施した「NPO等活動基盤強化事業」の委託先である中間支援組織の連合組織を核に、NPO支援事業委託などにより、県全域で活動する中間支援組織を育成します。

○社会貢献活動に関わる団体同士の交流促進

「NPO等活動基盤強化事業」により形成された中間支援組織と各業界団体やNPO同士の人的・物的ネットワークを維持、拡大するとともに、様々な地域の課題に対応するため、引き続き地域ごとに交流会を開催し、他地域や異なる活動分野のNPOとの連携を促進していきます。

1 コミュニティビジネスとは、子育て支援やまちづくり等の地域社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらサービスの提供と対価の受け渡しという手法を活用して取り組むことをいいます。

○NPOとボランティア(個人)の交流

ボランティアのNPO活動への参加を促進するため、県の「ふくい県民活動・ボランティアセンター」(P49参照)や市町のNPO支援センターにおいて、セミナー等によるNPOとボランティアの交流の場づくりを行います。

(3) 行政とNPOとの一層の協働

多様化する地域の課題を解決するため、まちづくりや環境、福祉など、あらゆる分野でNPOと行政、住民との協働を促進します。

○行政とNPO法人等の情報交換・交流促進

地域の課題を解決するためには、地域に根を張って活動しているNPOと行政との協働が必要かつ有効です。

県内では、現在、県と市町がNPOに委託、補助するなど222件の協働事業が進められています。市町では、福井市の61件をトップに、全く協働事業の行われていない町もあります。地域的にも、丹南地域など行政とNPOとの協働が進んでいる地域がある一方、NPOの数が少なく、活動も活発でない等により、行政とNPOとの協働が進んでいない地域があります。

そこで、行政とNPOの協働を一層推進するために、行政・NPOのネットワーク形成のための情報交換会を実施し、相互理解を深めます。

○行政との協働事業の情報や企業・行政等からの助成金情報の提供

NPOと行政との協働事業を促進するため、行政等がNPOを募集する事業やNPOが受託可能な事業についての情報や各種助成金情報を収集し、「ふくい県民活動・ボランティアセンター」のホームページ、メールマガジンや情報誌を通じてタイムリーに提供します。

また、これまでにNPOと行政とが協働で行った事業のうち、行政またはNPOが単独で事業を行うより、両者が協働で実施したことで、県民へのサービスの高度化が図られた事例を「ふくい県民活動・ボランティアセンター」のホームページで紹介していきます。

○すみずみ子育てサポート事業

子育て家庭の経済的、精神的負担を軽減するため、NPO等が実施する保護者が病気、冠婚葬祭などで一時的に子育てに対する支援が必要となった場合に利用した一時預かりサービスや保育所等への送り迎えサービス等の経費を助成します。

○ひとり親家庭児童の学習支援事業

ひとり親家庭の児童について、生活面での不安を解消し、学習面をサポートするため、学習ボランティア等による小・中学生に対する学習会を実施し、学習支援を行います。

○家庭のごみリサイクル推進事業

生ごみを土に戻す運動を推進するため、ダンポールコンポスト等の利用など、各地域や個々人のライフスタイルに適した方法で生ごみの資源化を推進するとともに、その普及を図る団体等を支援します。

○社会参加活動・世代間交流実践事業

高齢者のボランティア活動の活発化と生きがいづくりを推進するとともに、子ども達にボランティア活動への関心を促すため、高齢者と子ども達のボランティア活動を通じた世代間交流会を開催します。

○子ども安心県民作戦

地域住民と子どもの交流による連帯意識の強化と見守り活動を広く周知させることで地域に不審者を寄せ付けないまちづくりを目指し、各小中学校区単位で、児童生徒の通学路の要所での見守り活動や登下校時の巡回パトロールなどを地域住民挙げて実施します。

○里山生き物バンク支援事業（自然環境課）

里山の湿地環境再生による生物の生息地保全および保全活動を通して地域活性化を図る活動を支援します。

○外来生物駆除対策事業（自然環境課）

生態系被害防止のため、道路・河川・内水面管理者やNPO等と連携し、外来生物魚の駆除手法の伝達と公共事業と併せた効率的な駆除を推進します。

地域団体とともに外来魚の駆除活動を実施し、各地域団体が主体的に駆除活動を実践できるノウハウの習得を支援します。

○地域農業サポート事業

農村集落の活性化を図るため、農業に関心のある大学等と農村地域のNPOとのマッチングを進め、特産品開発支援などを行います。

○農地・水保全管理支払交付金

個人の農業者に加え、地域住民、自治会、関係団体などの多様な主体が参画する組織が実施する、農地や水路等の農業基盤の保全や農地・農業用水等の資源を活用して生物多様性の保全、農地の保全、地域環境の保全等の活動に支援を行います。

<トピックス：県とNPOの協働事業>

◆ダンボールコンポストを利用したごみの減量化推進事業

(特活)エコプラザさばえ・県安全環境部循環社会推進課)

(特活)エコプラザさばえと県循環社会推進課は協働で、ごみの減量化を推進するため、燃やせるごみの約半分を占める生ごみを手軽にたい肥化できる「ダンボールコンポスト」の普及に取り組めました。

ダンボールコンポストとは、家庭から出る生ごみを、基材の入ったダンボール箱に混ぜ込むことで、生ごみの減量化・たい肥化が行えるもので、庭・畑を持たない家庭やアパート・マンション家庭でも気軽に取り組めることが特徴です。

市の広報誌や公民館での説明会を通して、市民にダンボールコンポストのモニターへの参加を呼びかけたところ、ごみの減量化や環境問題に関心を持つ市民が多くおられ、当初の想定を上回る1,000名余りの方から申込みがありました。

また、各家庭におけるダンボールコンポストの取組を一過性のもので終わらせず、モニター終了後も取組みが継続していけるよう、トラブルに対して助言ができる「たい肥化アドバイザー」を10名育成しました。

今後は、このたい肥化アドバイザーが中心となって、引き続き説明会を開催していくとともに、本事業で得られた成果をまとめた「たい肥化ガイドブック」を利用して、地域外への普及拡大に努めていきます。



(4) 災害ボランティア活動の推進

大規模な災害はいつどこで発生しても不思議ではなく、災害の規模に比例して行政機能が低下する割合も増し、行政を中心とする災害ボランティアセンターの設置・運営では支障が生じることが想定されます。

災害への備えとして、平常時から社会福祉協議会、青年会議所、企業、大学・学校、NPO等と災害時のボランティア活動への協力・ネットワーク体制を強化していきます。

○災害ボランティア活動体制の強化

県は、災害発生時に県災害ボランティアセンターの運営と現地災害ボランティアセンターの運営支援を、迅速かつ適切に行うため、県社会福祉協議会や県内の様々な分野の団体で構成される「福井県災害ボランティアセンター連絡会」（以下、「連絡会」という。）と協働し、平常時から人材育成のための研修会や災害ボランティアセンター設置訓練等を実施し、災害時のボランティア活動の体制強化を図ります。

○現地災害ボランティア活動体制の整備

市町においても、市町社会福祉協議会等関係団体と連携した現地災害ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、地域の関連団体で構成する連絡会議の設置など、平常時から顔の見える関係の構築を進め、災害時に迅速に対応できる体制を整備します。

○災害時のボランティアネットワーク体制の強化

災害規模が大きくなるほど多数のボランティアの確保が必要になり、ボランティア募集を迅速かつ効果的に広報することが必要になります。

支援ネット（後掲）では、システム管理者から登録者に直接、迅速にボランティア参加の呼びかけや情報提供を行うことが可能であるため、日頃から、県・市町・社会福祉協議会等においてボランティア希望者の登録を積極的に働きかけます。

また、災害時には、混乱する市町に代わり、県が支援ネットを活用した災害ボランティア募集情報の提供や報道機関に対する広報を行います。

<目標>

ボランティア行動者率（社会生活基本調査、10歳以上）

平成23年度 31.3% → 平成28年度 35.5%

社会奉仕行動者率（県調査）

平成24年度 33.4% → 平成29年度 37.5%

県・市町とNPOとの協働事業数

平成24年度 222件 → 平成29年度 250件

災害ボランティア連絡会の設置市町

平成24年度 8市町 → 平成29年度 17市町

(イ) アクティブシニアがリード、バックアップする社会貢献活動

県民の社会貢献活動への参加を促進していくために、豊富な経験、知識と技術を持つ「団塊の世代」を含むアクティブシニアのマンパワーを活かす社会づくりを目指します。

(1) 「プレ・アクティブシニア」へのアプローチ

アクティブシニアのプレ（前）世代である定年前の就業者へ、退職後のライフプランとして、NPO活動など社会貢献活動への参加を選択肢として提案します。

○アクティブシニアの社会貢献活動促進事業

社員に定年後の社会貢献活動への参加を働きかけるため、企業が行う定年退職者向けライフプランセミナー等での出前講座等を実施します。

○支援ネットへの登録を促進

社会貢献活動への参加を促進するため、定年前の企業人へのアプローチにより、企業で培った経験・知識を活かし、プロボノワーカーとして社会貢献活動に参加する選択肢を提案し、支援ネットへの登録を促進します。

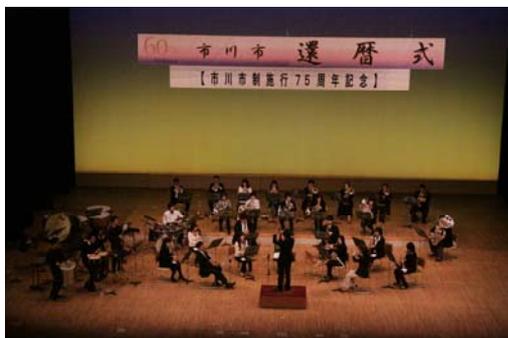
<トピックス：「プレ・アクティブシニア」へのアプローチ>

◆市川市還暦式

市川市では人生の節目である還暦を祝い、「還暦式」を開催しています。この「還暦式」は市民提案制度をもとに市が、実行委員会方式で実施しています。

60歳まで社会で頑張ったシニアの方々を祝福するとともに、これまで働くことが中心で、地域のことを知らなかった方々に、市川市のことや、地域活動の情報提供を行い、市民力を大いに発揮してもらいきっかけの場とすることが目的です。

式典会場には、様々なNPOがブース出展し、NPO活動等の情報提供をしており、定年退職してもなかなか「地域デビュー」できないシニアの背中を押す場となっています。



(2) 社会貢献活動によるアクティブシニアの活躍の場の提供

時間的にも余裕があり、社会貢献活動に関心の高いアクティブシニアと社会貢献活動の受け皿となる地域で活動するNPO等のマッチングを進めます。

また、アクティブシニアに社会貢献活動に率先参加（リード）し、応援（バックアップ）してもらおうための活躍の場を提供します。

○アクティブシニアの社会貢献活動促進事業

アクティブシニアが社会貢献活動を始めるきっかけをつくるため、公益社団法人福井県シルバー人材センター連合と連携し、アクティブシニアとNPO等とのマッチング会を開催します。

○アクティブシニア養成支援事業

高齢者の生きがい増進と地域活動への積極的な参加を促進するため、おもちゃ修理や読み聞かせなどの専門的知識・技能を習得するアクティブシニア養成講座を実施します。

また、技能習得者をアクティブシニアとして登録し、仲間づくりと知識・技術のレベルアップを図るため、登録アクティブシニアのフォローアップ研修や交流会を開催します。

○チャレンジ塾開催事業

「教える生きがい」と塾生の「学ぶ生きがい」を見つけるために、アクティブシニアが塾長となり、塾生に自らの経験・知識・技能を伝授する「チャレンジ塾」を開き、自ら挑戦する機会を提供します。

○「達年」地域ボランティア活動支援事業

新たに高齢者の仲間入りをする団塊の世代の社会参加活動を推進するとともに、元気な高齢者（達年）を中心としたボランティアグループ活動を促進するため、一人暮らし高齢者や在宅・施設の要介護高齢者に対する生活支援（レクリエーション、話し相手等）や子育て支援（子供の預かり等）などの活動を支援します。

○通所介護事業所における農作業活用促進事業

高齢者が農作業に親しむ環境づくりとして、指定通所介護事業所での農作業の場を地域に解放し、利用者と地域の元気な高齢者との交流促進を図ります。

○世代間交流型デイサービス支援事業

世代間交流を促進するため、指定通所介護事業所を交流拠点として、地域の高齢者や子どもも集うことができる常設の居場所の整備を支援します。

○ものを大切にする社会づくり推進事業（再掲）

県民の「ものを大切にする」意識を醸成するため、経験や知識等を持つアクティブシニアを中心に、おもちゃ等を修理するおもちゃドクターを育成するとともに、地域での修理イベントを開催し、地域での自主的な活動を推進します。

<目標>

ボランティア行動者率（社会生活基本調査、65歳以上）

平成23年度 26.5% → 平成28年度 34.5%

元気高齢者のマッチング会への参加者数

平成29年度 100人（500人）

元気高齢者とのマッチング会への参加NPO数

平成29年度 20団体（100団体）

おもちゃ等の修理ボランティア団体数

平成24年度 1団体（4団体） → 平成26年度 1団体（6団体）

※（ ）内は累計

<トピックス：本県のアクティブシニアの活動>

◆(特活)ふくい科学学園

(特活)ふくい科学学園と県長寿福祉課は協働で、平成24年度の新しい公共支援事業の一つとして、高齢者の生きがいづくり支援と高齢者と児童との世代間交流の促進を目的に、地域の公民館において、児童と地域のお年寄りが一緒に昭和の「科学・文化短編映画」を鑑賞し、その後、映画等の内容に関連した科学実験に挑戦する「昭和の科学・文化映画で高齢者と児童をつなぐ公民館活動」を実施しました。

映画鑑賞は、お年寄りと児童との交流会も兼ねており、お菓子を食べながら、和んだ雰囲気なかでお年寄りが児童に昔の話を語る場面が見受けられました。

また、科学実験では、実験に必要な材料を、お年寄りが事前に自主的に集まり製作するなどアクティブに活動されていました。

全体として映画・実験を通じて、お年寄りと児童が同じ空間を共有することができ、自然な形で交流ができました。

行政は事業の広報など後方支援を行い、NPO等と協働して事業を実施しました。



◆おもちゃの修理ドクター

環境ふくい推進協議会と県循環社会推進課では、環境基本計画に掲げた「ものを大切にする社会づくりプロジェクト」として、県民一人ひとりが「ものを大切にする」意識をもち、大切な資源を有効に活用するライフスタイルに結びつく取組みを展開しています。

その取組みの一環として、壊れたおもちゃの修理を通して、子ども達の「ものを大切にする気持ち」を育むため、おもちゃの修理を行う「おもちゃの病院」を開催している他、おもちゃを修理できる人材およびグループを育成するため「おもちゃの修理ドクター養成講座」を開催し、製造業で働いていた方など、現在までに100名余りの方が受講されています。

講座を受講したおもちゃの修理ドクターは、県や市町の環境関連イベント会場等で、おもちゃの修理イベント「おもちゃの病院」で、実際に持ち込まれたおもちゃの修理を行っています。

養成講座を受けた方の職歴はさまざまですが、中には造船所で働いていた経験を活かされる方もおり、仕事で培った専門的スキルを活かしたプロボノ活動の一例といえます。



(ウ) ボランティアと募集团体とのマッチングの仕組みづくり

町内の清掃活動等のような身近な社会貢献活動への県民の参加を促進するため、ボランティアに参加したい県民とボランティアを求めている団体とのマッチングを推進します。

○県民活動センターと「ボランティア・カフェ」の統合

ボランティア活動とNPO支援の窓口を一本化し、情報の一元化を図るため、NPOの社会貢献活動を支援する県民活動センターと、ボランティア活動に関する情報収集および提供を行う「ボランティア・カフェ」を統合し、「ふくい県民活動・ボランティアセンター」に改組します。

○「ふくい県民活動・ボランティアセンター」のマッチング機能の強化

NPOとボランティア希望者を結びつけ社会貢献活動の一層の活性化を図るため、ボランティアを募集するNPOやボランティアに参加したい県民が求める情報を集積し、「ふくい県民活動・ボランティアセンター」のホームページや情報誌、電話相談等による情報提供、さらにはセンターの県民活動相談員のコーディネート能力の向上により、マッチング機能を強化します。

○中間支援組織との連携

NPOの地域課題の解決に向けた活動の幅を広げ、人材や資金の確保にも資するため、中間支援組織と連携し、NPO同士の交流や助成情報等の獲得の場を提供します。

○支援ネットの効果的な運用

ボランティアと募集团体とのマッチングを進めるため、インターネットを通じてボランティア情報を提供する支援ネットの効果的な運用に努めます。

- ・時間や場所を選ばずにボランティア情報を検索でき、迅速に情報を得られるインターネットの利便性を活かします。
- ・地域の課題を身近に把握し、ボランティアの適切な活用が期待される市町や県および市町の社会福祉協議会との共同運用により、ボランティアとボランティア募集团体の登録を促進し、各地域におけるマッチング機能を強化します。
- ・全県的な課題解決は県が支援し、地域的な課題解決は市町や市町社会福祉協議会が支援するなど、役割を分担しつつ、相互に補完することで、社会貢献活動の拡大を図ります。
- ・インターネットを利用することが困難な方には、窓口でのボランティア情報の紹介、コーディネートを行います。

<目標>

支援ネット登録者数

・活動希望者

平成 23 年度 103 人 → 平成 28 年度 1,150 人

・募集件数（累計）

平成 24 年度 100 件 → 平成 29 年度 600 件

ボランティアと募集团体とのマッチング数

平成 24 年度 21.7% → 平成 29 年度 45.0%

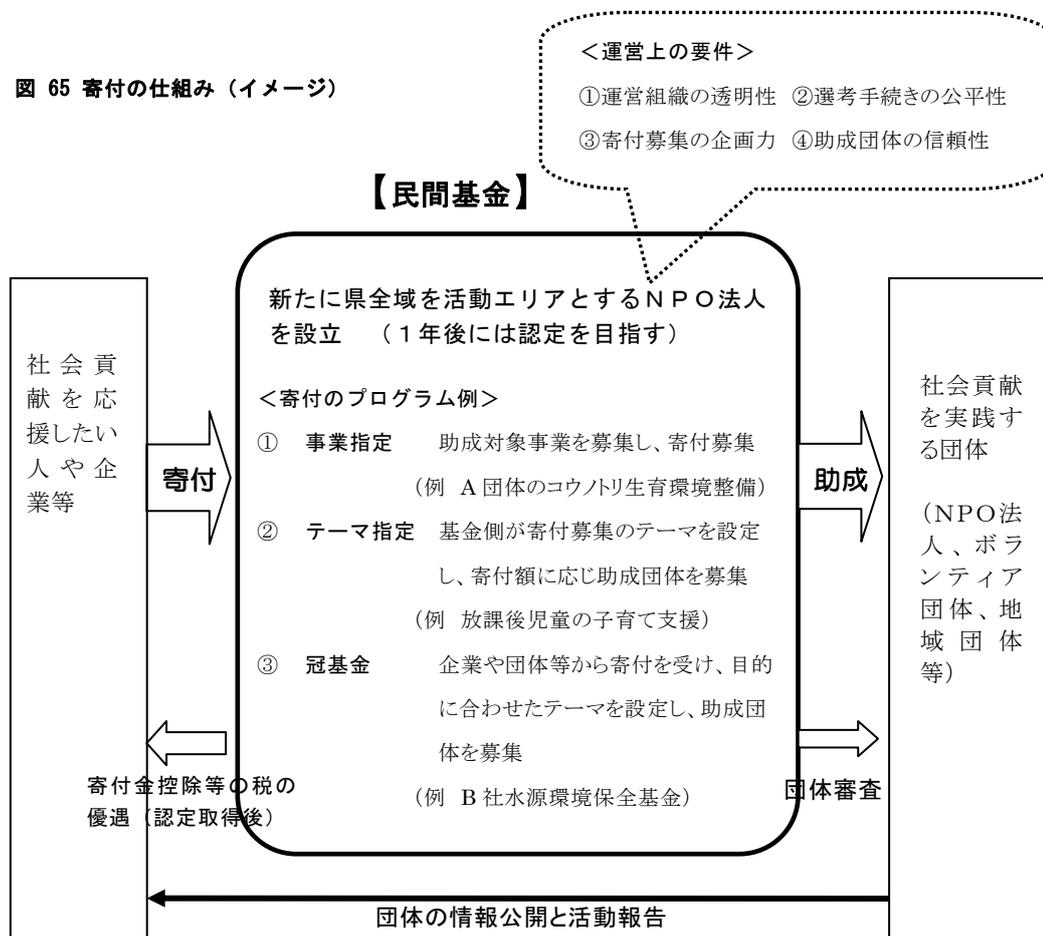
(エ) 民間主体の新しい寄付の仕組みづくり

県民・企業から多様な手法で寄付を集め、地域の課題解決のための活動に届ける新たな仕組みと民間主体で運営する体制づくりを目指します。併せて、県民からの信頼につなげるNPO法人の一層の透明性確保と情報公開の徹底を図ります。

(1) 寄付の仕組みづくりと民間主体で運営する体制づくり

NPOの活動促進には、その収入基盤を強化することが不可欠であることから、これまでも、(社福)福井県共同募金会や(株)福井新聞社が寄付を募集し、福祉施設等に助成する仕組みなどについて、積極的に情報提供を行ってきています。一方、顕在化してきた地域課題は福祉分野にとどまらず、多種多様にわたっているため、新たに全国的にも取組が広まっている寄付によりNPO活動を支える新しい寄付の仕組みづくりやそれを民間主体で運営する体制づくりを推進します。

図 65 寄付の仕組み (イメージ)



○寄付の普及（男女参画・県民活動課）

NPOの活動を資金面で支える重要な社会貢献活動のひとつとして、寄付の普及を図るため、NPO、市町や社会福祉協議会、経済団体などと協働して、県民への情報提供を行います。

○NPO育成支援事業（男女参画・県民活動課）

地域活性化や地域の課題解決を行うNPO活動を促進するため、県民や企業等が寄付を行いやすい仕組みづくりやその運営に関する制度設計、さらには、県内各地域の中間支援組織が連携して設立する新たなNPO法人の創設を支援し、県下全域をエリアとする寄付の受け皿づくりを進めます。

(2) NPO法人の一層の透明性確保と情報公開の徹底

NPO法は、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続きにおいて認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられています。

一方で、法人格の取得が簡便なNPO法人制度の濫用が懸念されるところであり、事業の「主たる目的性」および「非営利性」の確認を行うとともに、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請することを軸に据えた運用を認証および監督の両段階において一貫して行うこととされています。

○NPO法人制度の適切な運用（男女参画・県民活動課）

NPO法人への信頼性を高めるため、訪問調査等により事業内容等の確認を行い、活動実態のない法人に対しては、解散手続きなどを助言します。

事業報告書等の不提出法人、活動を懸念する様々な県民からの情報提供があった法人に対しては、文書による「市民への説明要請」を行うとともに、その経過の公表に努めます。

| <目標> | | | |
|-----------------|--|----------|----------|
| 寄付金額（累計） | | 平成 29 年度 | 1,500 万円 |
| 認定NPO法人数 | | 平成 29 年度 | 4 団体 |
| NPO法人のホームページ開設率 | | 平成 24 年度 | 58.8% |
| | | 平成 29 年度 | 70.0% |
| 訪問調査の年間件数 | | 平成 24 年度 | 30 件 |
| | | 平成 29 年度 | 50 件 |

<トピックス：寄付による社会貢献 ～二つの受け皿～ >

◆認定NPO法人

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために、平成23年6月のNPO法改正により設けられたものです。NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁(都道府県・政令指定都市)が認定を行う新たな認定制度として創設され、平成24年4月から実施されています。

個人が認定NPO法人に寄付をした場合、寄付金控除が適用され、確定申告を行うことで最大50%が還付されます。法人の場合は、損金に算入できる枠が広がるなど、公益財団法人とほぼ同様の税制上の優遇が受けられます。

認定する基準として、パブリック・サポート・テスト(PST)と言われる「どれだけ多くの人から寄付(支援)を受けているか」というものがあります。具体的には、「①NPO法人の収入金額のうち寄付金等の占める割合が5分の1以上、②寄付金が3,000円以上である寄付者が年平均100人以上」のいずれかの要件を満たすことが求められています。

詳しくは内閣府のホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/support/nintei.html>)をご覧ください。

◆公益財団法人(「わかやま地元力応援基金」等の場合)

和歌山県では、「市民からの寄付を中心に、市民の活動を助成するための財団」として県内のいくつかのNPO法人や企業等民間主体で、「わかやま地元力応援基金(通称:地元力財団)」が寄付の受け皿として創設されました。平成24年10月10日に一般財団法人として設立され、平成25年4月には税制上の優遇措置が受けられる公益財団法人に移行することを予定しています。

「みんなでつくる財団」として、ホームページなどで設立資金1000万円(うち300万円は基本財産として拠出)の寄付を呼びかけており、平成25年1月7日現在、195名から412万円の寄付が寄せられています。

(<http://jimotoyoku.jp/special/jimotofund.php>)

先行して平成21年3月に設立された「公益財団法人 京都地域創造基金」の場合は、寄付付きワインの販売や地元飲食店と協力して寄付を集める「カンパイチャリティキャンペーン」の実施、寄付付き自動販売機の設置など様々な工夫をこらして、これまでに1億5千万円を超える寄付を集め、NPOの社会貢献活動につなげています。

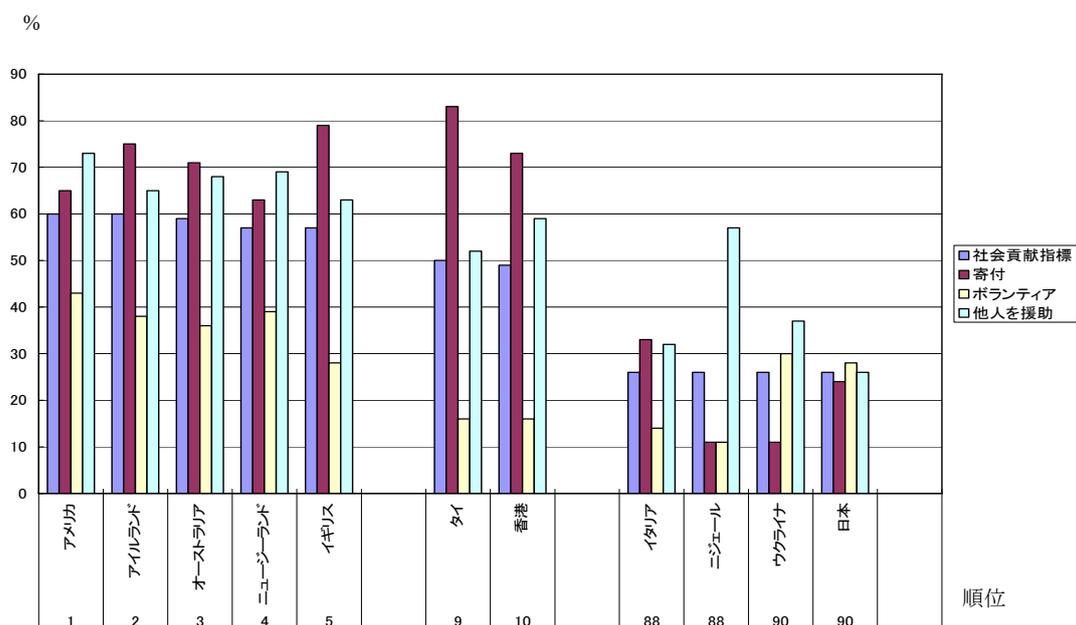
(<http://www.plus-social.com/>)

<トピックス：社会貢献活動の国際比較>

ギャラップ社(本社:ワシントンD. C.)は、2009～2010年、130カ国の住民に電話または面接により、過去1か月間に、「慈善団体に寄付を行ったか」、「ボランティア活動を行ったか」、「他人や助けを必要とする人を手伝ったか」、というアンケートを行った結果をホームページに載せています。

日本は、3つの回答率を平均した指標で90位、「寄付」、「ボランティア」、「他人を援助」がほぼ同じで、いずれも30%を下回っているのに対し、指標1位のアメリカは、「他人を援助」が73%、「寄付」が65%、「ボランティア」も43%といずれも高い行動率を示しています。また、9位のタイでは83%が「寄付」を行っているなど、社会貢献活動にも国民性が現れています。

図1 社会貢献指標の国際比較【表のデータを抜粋し、グラフ化】



出典：Gallup 社ホームページ

「Civic Engagement Highest in Developed Countries January 18, 2011」

(<http://www.gallup.com/poll/145589/civic-engagement-highest-developed-countries.aspx>)

(単位%)

| 順位 | 国名 | 社会貢献指標 | 寄付 | ボランティア | 他人を援助 |
|----|------|--------|----|--------|-------|
| 1 | アメリカ | 60 | 65 | 43 | 73 |
| 9 | タイ | 50 | 83 | 16 | 52 |
| 90 | 日本 | 26 | 24 | 28 | 26 |

V. 進行管理

4. 進行管理

条例第11条の規定に基づき、社会貢献活動の支援に関する施策を総合的に調整し、効果的に実施するため、福井県県民社会貢献活動推進協議会を開催し、県民の意見を十分施策に反映させるとともに、NPO、企業、行政が一体となった社会貢献活動の進行管理を図ります。

市町、社会福祉協議会等との情報共有のための担当者会議の開催、支援ネットの運用、情報誌の交換等により、人材の育成や交流の促進等に関する情報の収集および提供を行うなど、市町等との連携、協力の一層の充実を図ります。

内閣府のNPOホームページ等への相互リンクや情報誌の交換などによる情報の収集および提供、交流等について、国および他の都道府県と広域的に連携し、協力します。

本計画の着実な推進を確保するため、毎年計画の進捗状況を把握し、進行管理および評価を行うほか、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

5. 進捗状況の公表

本計画の着実な推進を確保するため、毎年計画の進捗状況を把握し、県民に公表します。

＜資料編＞

資料 1 県民パブリックコメント募集の結果

資料 2 アンケート結果（県民）

資料 3 アンケート結果（企業）

資料 4 アンケート結果（NPO）

資料 5 福井県県民社会貢献活動支援条例

資料 6 福井県県民社会貢献活動推進協議会開催要領

資料 7 社会貢献活動関係顕彰制度

福井県県民社会貢献活動推進計画

発行

福井県総務部男女参画・県民活動課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-20-0319

FAX 0776-20-0632

メールアドレス danjoken@pref.fukui.lg.jp

福井県
県民社会貢献
活動推進計画

